

平成十三年厚生労働省令第一号

厚生労働省組織規則
国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の規定に基づき、並びに厚生労働省設置法及び厚生労働省組織令を実施するため、厚生労働省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省

第一節 内部部局

第一款 大臣官房（第一条—第九条）

第二款 医政局（第十一条—第十八条）

第三款 健康・生活衛生局（第十九条—第二十三条の五）

第四款 医薬局（第二十四条—第二十九条の二）

第五款 労働基準局（第三十条—第四十条）

第六款 職業安定局（第四十一条—第四十八条）

第七款 雇用環境・均等局（第四十九条—第五十七条）

第八款 社会・援護局（第五十八条—第六十五条）

第九款 老健局（第六十六条—第六十六条の二）

第十款 保険局（第六十七条—第七十一条）

第十一款 年金局（第七十二条—第七十三条の三）

第十二款 人材開発統括官（第七十三条の四）

第十三款 政策統括官（第七十四条—第七十五条）

第二節 施設等機関

第一款 検疫所（第七十六条—第一百二十四条）

第二款 削除

第三款 国立ハンセン病療養所（第四百七十四条—第四百九十四条）

第四款 国立医薬品食品衛生研究所（第四百九十五条—第五百三十五条）

第五款 国立保健医療科学院（第五百三十六条—第五百六十条）

第六款 国立社会保障・人口問題研究所（第五百六十一条—第五百七十三条）

第七款 国立感染症研究所（第五百七十四条—第六百二十二条の五）

第八款 国立障害者リハビリテーションセンター（第六百二十三条—第七百五条）

第三節 地方支分部局

第一款 地方厚生局（第七百五条の二—第七百五十七条）

第二款 都道府県労働局（第七百五十八条—第七百九十四条）

第二章 中央労働委員会事務局（第七百九十五条—第七百九十八条）

第三章 厚生労働省顧問（第七百九十九条）

第四章 雜則（第八百条・第八百一条）

附則

（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官）

第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。

審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。

地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、地域における保健福祉施策に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

3 2 く。
（審査委員並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官）

第一条 大臣官房に、審査委員（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）並びに地域保健福祉施策特別分析官、国際保健福祉交渉官及び国際労働交渉官それぞれ一人を置く。

審査委員は、命を受けて、法令案その他重要な事項の審査に当たる。

地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、地域における保健福祉施策に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

4 国際保健福祉交渉官は、命を受けて、国際保健福祉分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際保健福祉交渉官は、命を受けて、国際労働分野について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び協議等を行うことにより、国際労働分野に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

（人事調査官、調査官及び人事企画官）

第二条 人事課に、人事調査官、調査官及び人事企画官それぞれ一人を置く。

2 人事調査官は、命を受けて、人事課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

3 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

4 人事企画官は、命を受けて、職員の人事の制度に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

5 調査官は、命を受けて、職員の人事の管理に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

6 公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官

7 公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

8 公文書監理・情報公開室に、室長を置く。

9 広報室は、広報に関する事務（国際課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

10 企画官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する総合調整に関する特定事項の企画及び立案に当たる。

11 訟務官は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に関する訴訟に関する事務（他局並びに人材開発統括官及び政策統括官並びに他課の所掌に属するものを除く。）を行う。

12 法務専門官は、検察官をもつて充てる。

13 法務専門官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

14 厚生労働省の所掌事務に関する争訟の統一的かつ適正な処理に関する事務（訟務官の所掌に属するものを除く。）。

15 厚生労働省の所掌事務に関する法令案の作成に関する必要な助言その他の援助に関する事務（監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官）

16 第四条 会計課に、監査指導室、経理室及び管理室並びに会計管理官及び厚生管理企画官それぞれ一人を置く。

17 監査指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。

18 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関する事務。

19 東日本大震災復興特別会計の経理のうち厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の決算並びに会計の監査に関する事務。

20 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

21 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

22 監査指導室に、室長及び会計監査官十一人（うち四人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）以内を置く。

23 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

24 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

25 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

26 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

27 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

28 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

29 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

30 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

31 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

32 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

33 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

34 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

35 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

36 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

37 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

38 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

39 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

40 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

41 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

42 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

43 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

44 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

45 経理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

46 厚生労働省の所掌に係る経費及び収入の会計に関する事務。

47 会計監査官は、命を受けて、厚生労働省の所掌に係る会計の監査に関する事務を行う。

		(試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室)
第二十四条	医事課に、試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室を置く。	医事課に、試験免許室、医師臨床研修推進室及び死因究明等企画調査室を置く。
2	試験免許室は、次に掲げる事務をつかさどる。	二 外国医師等の臨床修練及び臨床教授等のための病院又は診療所の指定並びに臨床修練及び臨床教授等の許可に関する事務をつかさどる。 一 医師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学校士及び義肢装具士の試験及び免許に関する事務をつかさどる。
3	医師臨床研修室は、医師の臨床研修に関する事務をつかさどる。	医師臨床研修室は、医師の臨床研修に関する事務をつかさどる。
4	医師臨床研修推進室に、室長を置く。	医師臨床研修推進室に、室長を置く。
5	死因究明等企画調査室は、死体の解剖及び保存に関する事務のうち、死因究明及び身元確認に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	死因究明等企画調査室は、死体の解剖及び保存に関する事務のうち、死因究明及び身元確認に関する調査、企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
6	死因究明等企画調査室に、室長を置く。	死因究明等企画調査室に、室長を置く。
7	(歯科口腔保健推進室)	(歯科口腔保健推進室)
第十四条の二	歯科保健課に、歯科口腔保健推進室を置く。	第十四条の二 歯科保健課に、歯科口腔保健推進室を置く。
2	歯科口腔保健推進室は、歯科口腔保健(歯科口腔保健をいう)の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)第一条に規定する歯科口腔保健をいう)の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。	歯科口腔保健推進室は、歯科口腔保健(歯科口腔保健をいう)の推進に関する法律(平成二十三年法律第九十五号)第一条に規定する歯科口腔保健をいう)の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。
3	歯科口腔保健推進室に、室長を置く。	歯科口腔保健推進室に、室長を置く。
第十五条	(看護サービス推進室及び看護職員確保対策官)	第十五条 看護課に、看護サービス推進室及び看護職員確保対策官一人を置く。
2	看護サービス推進室は、保健師、助産師、看護師及び准看護師による看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。	看護課に、看護サービスの向上に関する政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。
3	看護サービス推進室に、室長を置く。	看護サービス推進室に、室長を置く。
4	看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)	看護職員確保対策官は、命を受けて、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の規定による看護師等の確保に関する事務(同法第二条第二項に規定する指定訪問看護事業を行う者及び介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院の開設者に対する指導及び助言に関する事務をつかさどる)と並びに職業安定局及び人材開発統括官並びに地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)
		(医療機器政策室及び首席流通指導官)
第十六条	医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。	第十六条 医薬産業振興・医療情報企画課に、医療機器政策室及び首席流通指導官一人を置く。
2	医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。	医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。	一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。
2	二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関する事務(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。	二 医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、貸与業及び修理業の発達、改善及び調整に関する事務(研究開発政策課の所掌に属するものを除く。)。
3	三 医療機器その他衛生用品の輸出入に関する事務(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)。	三 医療機器その他衛生用品の輸出入に関する事務(地域医療計画課の所掌に属するものを除く。)。
4	四 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関する事務(医療機器政策室に、室長を置く。)	四 医療機器(医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。)の配置及び使用に関する事務(医療機器政策室に、室長を置く。)
第十七条	研究開発政策課に、治験推進室を置く。	研究開発政策課に、治験推進室を置く。
2	治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
第十八条	第三款 健康・生活衛生局 (指導調査室)	第十八条 第三款 健康・生活衛生局 (指導調査室)
2	指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。	指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
3	一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和十二年法律第六十六号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関する事務。	一 保健医療に関する補助事業、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)及び児童福祉法(昭和十二年法律第六十六号)の小児慢性特定疾病医療費の支給に関する規定を施行するため都道府県知事及び市町村長が行う事務並びに原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)を施行するため都道府県知事並びに広島市及び長崎市の長が行う事務についての監査に関する事務。
4	二 原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関する事務。	二 原子爆弾被爆者に対する援護に係る予算の執行に関する事務。
5	三 保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務。	三 保健衛生施設等の施設及び設備の整備に係る予算の執行に関する事務。
6	四 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官一人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内を置く。	四 指導調査室に、室長及び公衆衛生監査官一人(うち五人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)以内を置く。
7	五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事務。	五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事務。
8	六 地域保健企画官及び保健指導官	六 地域保健企画官及び保健指導官
9	七 公衆衛生監査官は、命を受けて、第二項第一号に掲げる事務を行う。	七 公衆衛生監査官は、命を受けて、第二項第一号に掲げる事務を行う。
10	八 (地域保健企画官及び保健指導官)	八 (地域保健企画官及び保健指導官)
11	九 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。	九 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。
12	十 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行なう。	十 保健指導官は、命を受けて、地域における保健の向上に関する事務のうち、保健師その他の者が行う保健指導に係る企画及び立案並びに指導に関する事を行なう。
13	十一 (肝炎対策推進室)	十一 (肝炎対策推進室)
14	十二 がん・疾病対策課に、肝炎対策推進室を置く。	十二 がん・疾病対策課に、肝炎対策推進室を置く。
15	十三 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。	十三 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。
16	十四 移植医療対策推進室に、肝炎対策推進室を置く。	十四 移植医療対策推進室に、肝炎対策推進室を置く。
17	十五 (移植医療対策推進室)	十五 (移植医療対策推進室)
18	十六 一 腫瘍の移植に関する事。	十六 一 腫瘍の移植に関する事。
19	二 造血幹細胞移植に関する事。	二 造血幹細胞移植に関する事。
20	三 前二号に掲げるもののほか、疾病的治療に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)のうち、移植医療に関する事。	三 前二号に掲げるもののほか、疾病的治療に関する事務(他局の所掌に属するものを除く。)のうち、移植医療に関する事。
21	四 移植医療対策推進室に、室長を置く。	四 移植医療対策推進室に、室長を置く。
22	五 (生活衛生対策企画官)	五 (生活衛生対策企画官)
23	六 第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。	六 第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。
24	七 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。	七 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。
25	八 一 建築物衛生の改善及び向上に関する事。	八 一 建築物衛生の改善及び向上に関する事。
26	二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)。	二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。)。

第二十三条の二 削除
(輸入食品安全対策室)

第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること(感染症対策部の所掌に属するものを除く)。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること。

四 食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十六条第一項又は第三項の検査に関すること。

五 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

(検疫所業務企画調整官)

第二十三条の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

一 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

二 石綿対策室に、室長を置く。

三 感染症情報管理室に、室長を置く。

(感染症情報管理室)

第二十三条の五 感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。

一 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

二 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

三 感染症情報管理室に、室長を置く。

(医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官)

第二十四条 総務課に、医薬品副作用被害対策室及び薬事企画官一人を置く。

一 医薬品副作用被害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に関する事務(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に限る)。

三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の有害な作用による健康被害の対策に関する事務。

四 医薬品副作用被害対策室に、室長(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)を置く。

五 薬事企画官は、命を受けて、薬事に関する特定事項の企画及び立案並びに調整(医政局の所掌に属するものを除く)に当たる。

(麻薬対策企画官及び薬物取締調整官)

第二十六条 監視指導・麻薬対策課に、麻薬対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする)及び薬物取締調整官一人を置く。

一 麻薬対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要な事項の調査、企画及び立案に当たる。

二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤(以下「麻薬等」という。)に関する取締りに係る国際協力に関する事務。

三 麻薬等に係る国際捜査共助に係る国際協力に関する事務。

四 薬物取締官及び麻薬取締員が司法警察職員として行う職務に係る国際協力に関する事務。

五 麻薬等に係る国際調整官は、命を受けて、麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締り並びに医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第二十七条から第二十九条の二まで 削除

第五款 労働基準局

(石綿対策室並びに労働保険専門調査官及び主任労働保険専門調査官)

第三十条 総務課に、石綿対策室並びに労働保険専門調査官九人及び主任労働保険専門調査官一人を置く。

一 石綿対策室は、労働基準局の所掌事務に係る石綿に関する対策の企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

二 労働保険専門調査官は、命を受けて、労働保険審査会が行う審理に関する事務で調査その他の専門的調査に係るものを行う。

三 主任労働保険専門調査官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び労働保険専門調査官の行う事務の調整に当たる。

四 労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官は、命を受けて、労働条件確保改善対策室並びに医療労働企画官及び過労死等防止対策企画官一人を置く。

五 主任労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務(医療労働企画官の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

六 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

七 労働労働企画官は、命を受けて、医療の提供に係る業務その他の医療の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

八 過労死等防止対策企画官は、命を受けて、過労死等の防止のための対策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(過重労働特別対策室並びに調査官並びに中央労働基準監察監督官及び主任中央労働基準監察監督官)

第三十一条 監督課に、過重労働特別対策室並びに調査官一人並びに中央労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置く。

一 過重労働特別対策室は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止のための監督指導に関する事務をつかさどる。

二 過重労働特別対策室に、室長を置く。

三 過重労働特別対策室に、室長を置く。

四 調査官は、命を受けて、監督課の所掌事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

五 中央労働基準監察監督官は、命を受けて、都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務(労災管理課の所掌に属するものを除く)を行う。

六 主任中央労働基準監察監督官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労働基準監察監督官の行う事務の調整に当たる。

(中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官)

第三十二条 賃金課に、中央賃金指導官及び主任中央賃金指導官それぞれ一人を置く。

一 中央賃金指導官は、命を受けて、賃金に関する専門知識についての都道府県労働局の職員への指導及び都道府県労働局相互間の調整を行う。

二 主任中央賃金指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央賃金指導官の行う事務の調整に当たる。

(労災保険財政数理室、建設石綿給付金認定等業務室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官七人及び主任中央労災補償監察官一人を置く。

一 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)に規定する労災保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別

加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による特別遺族給付金に関する事務をつかさどる。
数理及び統計に関する事務をつかさどる。

一 産業保健支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
　労働安全衛生法に規定する衛生管理者及び産業医に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

二 労働安全衛生法に規定する健康診断及び健康管理手帳に關すること（労働基準監督官の行う

建設石綿給付金認定等業務室は、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（令和三年法律第七十四号）第十二条第一項に規定する給付金等に係る権利の認定等に

建設石綿給付金認定等業務室に、室長を置く。
関する事務をつかさどる。

○ 中央労災補償監察官は、命を受けて、都道府県労働局における災害補償及び労働者災害補償保険に係る事務の実施状況の監察に關する事務を行う。

主任中央労災補償監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労災補償監察官の行う事務の調整に当たる。

(労働保険徴収業務室)
第三十三条 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組合に關する事務を

3 つかさどる。
労働保険教員業務室こ、室長を置く。

(職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官)
第三十四条 (補賞與二、職業病認定対策室及び労災保険審理室並びに調査官一人を置く。)

職業病認定対策室は、職業性疾患に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。
職業病認定対策室は、職業性疾患に係る業務災害の認定に関する事務をつかさどる。

4、労災保険審理室は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による災害補償、労働者災害補償又は「労働基準監督官」の見守りによる守り職業合意によって設立して支拂い公算

給付金の支給に関する事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。

第三十五條 調査官 肖陽

第三十六條 計画調査官は、命を受けて、産業安全（鉱山における保安を除く。）及び労働衛生に関する調査及び監視を行ふ。

ひ研究に関する特定事項（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事項を含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事項並びに労災管理課の所掌に属するものを除く。）の調

査企画及び立案並びに調整に当たる。
(建設安全対策室)

第三十七条 安全課に、建設安全対策室を置く。
建設安全対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第一項の規定による計画の届出に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、建設業に係る産業安全（鉱山における保安を除く。）に関することと（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）。

建設安全対策室に、室長を置く。
（産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健

康対策室
第三十八条 労働衛生課に、産業保健支援室、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援推進室及び電離放射線労働者健康対策室を置く。

6	練（雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（次号及び第七百八十八条の三において「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関する事務（労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。
4 3	二 生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関する事務。
3	三 訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関する事務。
4 3	四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に關すること。
6 5	二 公共職業安定所運営企画室に、室長を置く。
4 3	一 公共職業安定所運営企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2	訓練受講支援室に、室長を置く。
8	一 政府が行う職業紹介及び職業指導のうち、労働力が不足している業種その他の分野に関する事務（人材開発統括官並びに外国人雇用対策課、障害者雇用対策課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）。
9	二 履用管理の改善に関する事務（雇用管理の改善に関する政策の企画及び立案に係る基礎的な調査に関する事務）。
10	三 職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関する事務。
7	一 人材確保支援総合企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
11	二 中央職業指導官は、命を受けて、職業指導についての専門的及び技術的な事項に関する事務並びに当該事務についての指導に関する事務を行う。
10	三 首席職業指導官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央職業指導官の行う事務を総括する。
11	四 中央職業安定監察官は、命を受けて、都道府県労働局における職業安定局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）を行う。
12	五 主任中央職業安定監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央職業安定監察官の行う事務の調整に当たる。
13	（労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）
4 12	第六十条 所掌に、労働移動支援室、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官一人を置く。
6 5	二 労働移動支援室は、労働移動に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。
2	三 民間人材サービス推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。
1	一 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の発達、改善及び調整に関する政策の企画及び立案並びに推進すること。
2	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るために事業の活用に関する政策の企画及
1	（調査官並びに中央雇用保険監察官及び主任中央雇用保険監察官）
2	官一人を置く。
1	官一人を置く。
2	官一人を置く。

第三条 中央雇用保険監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用保険に係る事務の実施状況の監察に関する事務を行なう。

第四十四条 削除
(労働市場基盤整備室及び主任中央需給調整事業指導官)

第四十五条 需給調整事業課に、労働市場基盤整備室及び主任中央需給調整事業指導官一人を置く。

4 主任中央雇用保険監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央雇用保険監察官の行う事務の調整に当たる。

3	第一 労働市場基盤整備室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2	一 主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行なう。
2	二 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主その他の関係者に対する監督に関する事務。
2	三 募集情報等提供事業の監督に関する事務。
2	（海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官）
4 3	第四十六条 外国人雇用対策課に、海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官一人を置く。
2	第一 海外人材受入就労対策室は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもつて在留する者、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第二百七号）第十六条の四、第十六条の五又は第十六条の七の規定の適用を受けて出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の証明書の交付を受けた者その他これに類する一定の専門的知識及び技能を有する者として就労を認められた外国人の職業の安定に関する事務をつかさどる。
2	二 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関する事務。
2	（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの）
2	（海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官）
4 3	第四十七条 就労支援室及び建設・港湾対策室を置く。
2	第一 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高齢者等（高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十一条）第二条第二項に規定する高齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
2	二 建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。
2	三 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関する事務。

5 建設・港湾対策室に、室長を置く。
 (地域就労支援室並びに調査官、障害者雇用専門官及び主任障害者雇用専門官)

第四十八条 障害者雇用対策課に、地域就労支援室並びに調査官一人、障害者雇用専門官三人及び主任障害者雇用専門官一人を置く。

2 地域就労支援室は、地域における障害者の就職及び職場への定着の促進並びにこれらに関する連絡、援助又は協力に関する事務を行つたる。

3 地域就労支援室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、障害者の職業の安定に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

5 障害者雇用専門官は、命を受けて、障害者の職業の安定についての専門的及び技術的な事項に関する事務を行う。

6 主任障害者雇用専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び障害者雇用専門官の行う事務の調整に当たる。

第七款 雇用環境・均等局

(労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官及び主任雇用環境・均等監察官)

第四十九条 総務課に、労働紛争処理業務室並びに雇用環境・均等監察官四人及び主任雇用環境・均等監察官一人を置く。

2 労働紛争処理業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 個別労働関係紛争の解決の促進に当たる。

二 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に当たる。

3 労働紛争処理業務室に、室長を置く。

4 雇用環境・均等監察官は、命を受けて、都道府県労働局における雇用環境・均等局の所掌に係る事務の実施状況の監察に当たる。

5 主任雇用環境・均等監察官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び雇用環境・均等監察官の行う事務の調整に当たる。

(ハラスメント防止対策室)

第五十条 雇用機会均等課に、ハラスメント防止対策室を置く。

2 ハラスメント防止対策室は、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務をつかさどる。

3 ハラスメント防止対策室に、室長を置く。

第五十一条 削除

(労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室)

第五十二条 勤労者生活課に、労働者協同組合業務室及び労働金庫業務室を置く。

2 労働者協同組合業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働組合その他の労働に関する団体が行う共済事業その他の福祉活動に当該活動に対する助言その他

の援助措置に当たること。

三 労働者協同組合に当たること。

3 労働者協同組合業務室に、室長を置く。

4 労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

5 労働金庫業務室に、室長を置く。

第五十三条 から**第五十七条**まで 削除

(女性支援室)

第八款 社会・援護局

第五十八條 総務課に、女性支援室を置く。

2 女性支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 (自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官)

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の規定による困難な問題を抱える女性の支援に関すること。

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)の規定による被害者の保護(女性相談支援センター、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十一条第一項に規定する女性相談支援員及び同法第十二条第一項に規定する女性自立支援施設の行うものに限る)に関すること。

3 女性支援室に、室長を置く。

第五十九条 保護課に、自立推進・指導監査室及び保護事業室並びに特別医療扶助指導検査官一人を置く。

2 自立推進・指導監査室は、都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)の施行に関する事務についての監査及びこれに伴う指導に関する事務をつかさどる。

3 自立推進・指導監査室に、室長及び生活保護監査官二十七人以内を置く。

4 生活保護監査室は、命を受けて、第二項に掲げる事務を行う。

5 保護事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 被保護者の自立支援に関する事業の企画及び立案並びに調整に当たること(老健局及び障害保健福祉部並びに総務課及び地域福祉課の所掌に属するものを除く)。

二 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設等及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第八号に規定する事業に関すること(総務課の所掌に属するものを除く)。

3 特別医療扶助指導検査官は、命を受けて、生活保護法第五十四条第一項の規定による検査及びこれに伴う指導に関する事務を行ふ。

4 保護事業室に、室長を置く。

5 特別医療扶助指導検査官は、命を受けて、生活保護法第五十四条第一項の規定による検査及びこれに伴う指導に関する事務を行ふ。

6 支援室を置く。

2 成年後見制度利用促進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)第十二条第一項に規定する成年後見制度利用促進基本計画をいう。)の策定(変更に係るものに限る)及び推進に当たること。

二 成年後見制度利用促進会議(成年後見制度の利用の促進に関する法律第十三条第一項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう。)及び成年後見制度利用促進専門家会議(同条第二項に規定する成年後見制度利用促進会議をいう。)の庶務に当たること。

3 消費生活協同組合業務室は、消費生活協同組合の事業に関する事務をつかさどる。

4 消費生活協同組合業務室に、室長及び生協検査官七人以内を置く。

5 生協検査官は、命を受けて、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会(以下この項において「組合」という。)、消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第五十三条の二第二項に規定する子会社等並びに同法第十条第二項に規定する共済事業を行う組合から業務の委託を受けた者の業務及び会計の状況の検査に関する事務を行ふ。

6 生活困窮者自立支援室は、次に掲げる事務をつかさどる。

7 生活福祉資金の貸付事業に関する事務及び更新に関する事務。

一 生活福祉資金の貸付事業に関する事務。

二 生計の途がなく、かつて一定の住居を持たない者で、野外において生活しているものの保護及び更新に関する事務。

8	医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務（特別医療指導監査官及び療養指導監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
9	特別医療指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務のうち、開設者が同一である二以上の病院に係るものその他重要事項に係るものを行なう。
10	療養指導監査官は、命を受けて、医療指導監査室の所掌事務のうち、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師による施術に係る療養費に関する指導及び監査に係るものを行う。
11	薬剤管理官は、命を受けて、医療課の所掌事務のうち、薬剤に係るものを行なう。
	（数理企画官）
第十七条	調査課に、数理企画官一人を置く。
2	数理企画官は、命を受けて、医療保険制度の調整のための統計数理的調査に関する重要な事項の企画及び立案に当たる。
	（首席年金数理官及び年金数理官）
第十八条	総務課に、首席年金数理官及び年金数理官それぞれ一人を置く。
2	首席年金数理官は、命を受けて、年金制度の調整のための年金制度の財政状況及び財政計画に関する調査及び検証に当たる。
3	年金数理官は、命を受けて、首席年金数理官の職務に関する重要な事項の処理に当たる。
	（数理調整管理官）
第十九条	数理課に、数理調整管理官一人を置く。
2	数理調整管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。
一	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第五百五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（次号において「拠出金」という。）及び同条第一項に規定する政府の負担（次号において「政府負担」という。）に係る数理に関する事務。
二	拠出金及び政府負担に係る統計数理的調査に関する事務。
	（システム室、調査室、監査室及び会計室）
第七十三条の二	事業企画課に、システム室、調査室、監査室及び会計室を置く。
2	システム室は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち健康保険法（大正十一年法律第七十号）第五条第二項若しくは第一百二十三条第二項又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行なう業務並びに年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）に基づく事業（以下この条、第七百十条の二の二、第七百十条の二の三及び第七百十条の二の四において「政府管掌年金事業等」という。）の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の整備及び管理に関する事務をつかさどる。
3	調査室は、政府管掌年金事業等の実施及び政府管掌年金事業等の運営のための統計数理的調査に関する事務をつかさどる。
4	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
5	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
6	監査室は、政府管掌年金事業等の実施に関する事務についての監査に関する事務をつかさどる。
7	監査室に、室長、上席監査官二人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）以内、監査官十二人以内及びシステム監査官三人以内を置く。
8	上席監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行い、及び監査官の行う事務を整理する。
9	監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務（システム監査官の所掌に属するものを除く。）を行う。
10	システム監査官は、命を受けて、監査室の所掌事務のうち、政府管掌年金事業等の実施に関する事務の処理に関する電子計算組織の運用についてのシステム監査及びサイバーセキュリティ監査に関する事務を行う。

11	会計室は、次に掲げる事務をつかさどる。
12	（訓練企画官、特別支援企画官、就労支援訓練企画官、職業能力開発指導官、主任職業能力開発指導官、キャリア形成支援企画官、企業内人材開発支援企画官、職業能力検定官、主任職業能力検定官及び海外協力企画官）
第十七条の四	本省に、訓練企画官一人、特別支援企画官一人、就労支援訓練企画官一人、職業能力開発指導官一人、主任職業能力開発指導官一人、キャリア形成支援企画官一人、企業内人材開発支援企画官一人、職業能力検定官六人、主任職業能力検定官一人及び海外協力企画官一人を置く。
2	訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務（特別支援企画官及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
一	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則訓練に関する基準、教科書その他の教材及び同法第二十一条第一項に規定する技能照査に関すること。
2	訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務（特別支援企画官及び就労支援訓練企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
一	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十七条第一項に規定する準則訓練に関する基準、教科書その他の教材及び同法第二十一条第一項に規定する技能照査に関すること。
三	公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に係る計画に関する事務。
四	前号の計画に関する訓練の実施及び関係行政機関との連絡調整に関する事務。
3	特別支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一	職業能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練に関する事務。
二	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）第十五条第二項に規定する介護労働安定センターの組織及び運営一般に関する事務。
三	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第十八条第一項第四号に規定する教育訓練に関する事務。
4	就労支援訓練企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業訓練に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務（特別支援企画官の所掌に属するものを除く。）を助ける。
5	職業能力開発指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち職業能力の開発及び向上に関する専門的及び技術的な事項についての指導及び援助に関する事務を助ける。
6	主任職業能力開発指導官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力開発指導官の行う事務の調整に関する事務を助ける。
7	キャリア形成支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。
一	労働者の自發的な職業能力の開発及び向上に関する事務。
二	勤労青少年の福祉の増進に関する事務。
8	企業内人材開発支援企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち事業主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進に関する事務を助ける。
9	職業能力検定官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力検定官の行う事務の調整に関する事務を助ける。
10	主任職業能力検定官は、命を受けて、参事官の職務のうち前項の事務及び職業能力検定官の行う事務の調整に関する事務を助ける。

11 海外協力企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち人材開発統括官の所掌事務に係る国際協力に関する事務（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」という。）第二条第一項に規定する技能実習に関するものを除く。）を助ける。

第十三款 政策統括官

（政策企画官、社会保障財政企画官、政策立案・評価推進官、サイバーセキュリティ監査官、特別サイバーセキュリティ監査官、労働経済特別研究官、労働経済調査官、統計企画調整官、審査官、保健統計官、世帯統計官、賃金福祉統計官、統計管理官、情報システム管理官及び調査官）

第七十四条 本省に、政策企画官三人、社会保障財政企画官一人、政策立案・評価推進官一人、サイバーセキュリティ監査官二人、特別サイバーセキュリティ監査官一人、労働経済特別研究官一人、労働経済調査官一人、統計企画調整官一人、審査解析官一人、保健統計官一人（関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする）、世帯統計官一人、賃金福祉統計官一人、統計管理官二人、情報システム管理官一人及び調査官一人を置く。

2 政策企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に係るもの（社会保障財政企画官及び調査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

3 社会保障財政企画官は、命を受けて、参事官の職務のうち社会保障制度に関する総合的かつ基本的な政策に関する企画及び立案並びに調整に関する事務で財政をはじめとする特定事項に係るものを助ける。

4 政策立案・評価推進官は、命を受けて、参事官の職務のうち政策評価をはじめとする特定事項の調査、企画及び立案並びに合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に係るものを助ける。

5 サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティに関する監査及び指導に係るもの（特別サイバーセキュリティ監査官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

6 特別サイバーセキュリティ監査官は、命を受けて、参事官の職務のうちサイバーセキュリティに関する監査及び指導に関する職務のうち重要事項に係るものを助ける。

7 労働経済特別研究官は、命を受けて、労働経済について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに国際機関、労使団体、学識経験者等との連絡及び情報交換等を行うことにより、重要な労働政策の企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

8 労働経済調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働に関する経済問題に関する総合的な分析に係るものを助ける。

9 統計企画調整官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の所掌事務に係る統計調査の企画及び立案並びに調整に係るもの（審査解析官の所掌に属するものを除く。）を助ける。

10 審査解析官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務のうち審査に関すること。

二 厚生労働省の所掌事務に係る統計に関する事務のうち保健統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち保健に関する統計調査に係るもの（命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。）。

11 世帯統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な保健、医療、福祉、年金、所得その他のこれに類する国民生活の基礎的な事項に関する統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査（特定の者を継続して対象とする統計調査に限る。）に関すること。

12 賃金福祉統計官は、命を受けて、参事官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一 賃金の構造に関する基本的な統計調査に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、賃金、給料その他の給与に関する統計調査に関すること。

三 労働時間に関する統計調査に関すること。

四 労働者の安全及び衛生並びに災害補償に関する統計調査に関すること。

五 労働者の福祉に関する統計調査に関すること。

六 労働生産性及び労働費用に関する統計調査に関すること。

三 前号に掲げるもののほか、社会保障に関する統計調査に関すること（保健統計官、世帯統計官及び賃金福祉統計官の所掌に属するものを除く。）。

四 人口動態統計及び毎月勤労統計調査に関すること。

二 社会福祉並びに健康保険及び国民健康保険に関する統計調査に関すること。

一 情報システム管理官は、命を受けて、参事官の職務のうち厚生労働省の情報システムの整備及び管理に関する事務（他局の所掌に属するものを除く。）を助ける。

15 調査官は、命を受けて、参事官の職務のうち労働関係に関する特定事項及び労働に関する統計調査に関する専門的事項の調査、企画及び立案を助ける。

第七十五条 削除 第二節 施設等機関

第一款 検疫所

第七十六条 検疫所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。
(所長及び次長)

第七十七条 検疫所に、所長を置く。

2 所長は、検疫所の事務を掌理する。

3 検疫所に、次長一人を置く。

4 次長は、所長を助け、検疫所の事務を整理する。
(企画調整官)

第七十八条 成田空港検疫所、東京検疫所、名古屋検疫所、関西空港検疫所及び福岡検疫所に、企画調整官一人を置く。

2 企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項に関する情報の収集及び分析並びに調整に当たる。

一 港及び飛行場における検疫及び防疫（検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供を含む。）を行うこと（港における検疫所にあつては、医療に関するなどを除く。）。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。
(横浜検疫所に置く課等)

第七十九条 横浜検疫所に、次の三課及び輸入食品・検疫検査センター並びに港湾衛生評価分析官及び輸入食品中央情報管理官それぞれ一人を置く。

一 検疫衛生課

二 食品監視課
(総務課の所掌事務)

第八十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 統計に関すること。

三 衛生微生物学的及び理化学的試験及び検査に関する研修を行うこと。

四 前号に掲げるもののほか、検疫所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

食品監視課
(総務課の所掌事務)

第一百十一条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。
(検疫衛生課の所掌事務)

第一百十二条 検疫衛生課は、第九十九条に規定する事務をつかさどる。
(食品監視課の所掌事務)

第一百十三条 検疫課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことと(検査課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(検査課の所掌事務)

(輸入食品監督官)

第一百十三条の二 大阪検疫所、名古屋検疫所及び福岡検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(感染症検査監督官)

第一百十三条の三 名古屋検疫所及び福岡検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

2 感染症検査監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

(上席空港検疫管理官の職務)

第一百十三条の四 上席空港検疫管理官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務のうち飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(感染症検査監督官)

第一百十三条の五 上席空港検疫所及び福岡検疫所の検査課に、感染症検査監督官一人を置く。

2 感染症検査監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

(上席空港検疫管理官の職務)

第一百十三条の六 上席空港検疫看護管理官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務のうち、飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫に関する事務を行う。

2 小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に置く課等)

第一百十四条 小樽検疫所、仙台検疫所、新潟検疫所、広島検疫所及び那覇検疫所に、次の三課を、

食品監視課

検疫衛生課

(総務課の所掌事務)

第一百十五条 総務課は、第九十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

(検疫衛生課の所掌事務)

第一百十六条 検疫衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫を行ふこと。

二 検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査並びにねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うこと。

(食品監視課の所掌事務)
(感染症検査監督官)

第一百十七条 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことをつかさどる。

(食品監視課の所掌事務)

第一百十七条の二 小樽検疫所及び那覇検疫所の検疫衛生課に、感染症検査監督官一人を置く。

2 感染症検査監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務のうち衛生微生物学的試験及び検査の監督に関する事務を行う。

（輸入食品監督官）

第一百十七条の三 小樽検疫所の食品監視課に、輸入食品監督官一人を置く。
2 輸入食品監督官は、命を受けて、第八十二条の二第二項に規定する事務を行う。

(上席空港検疫管理官の職務)

第一百十八条 支所及び出張所の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

第一百十九条 支所及び出張所は、検疫所の所掌事務の一部を分掌する。

(支所長及び出張所長)

第一百二十条 支所に支所長を、出張所に出張所長を置く。

(検疫調整官)

第一百二十条の二 大阪検疫所並びに小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所清水港検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所門司検疫所支所、福岡検疫所福岡空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所並びに小樽検疫所函館出張所、小樽検疫所釧路出張所、仙台検疫所青森空港出張所、新潟検疫所新潟空港出張所、新潟検疫所富山空港出張所、新潟検疫所金沢・七尾出張所、広島検疫所境出張所、広島検疫所岡山空港出張所、広島検疫所徳山下松・岩国出張所、広島検疫所坂出張所、広島検疫所松山出張所、福岡検疫所敵原・比田勝出張所、福岡検疫所熊本空港出張所、福岡検疫所大分・佐賀閑出張所、福岡検疫所宮崎空港出張所及び那覇検疫所石垣出張所に、検疫調整官一人を置く。

2 検疫調整官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する調整に当たる。

一 港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫を行うこと。

二 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うこと。

(支所に置く課等)

第一百二十二条 名古屋検疫所清水港検疫所支所及び福岡検疫所門司検疫所支所に、次の二課及び統括庶務課

検疫衛生課

食品監視課

(庶務課の所掌事務)

2 小樽検疫所千歳空港検疫所支所、仙台検疫所仙台空港検疫所支所、東京検疫所千葉検疫所支所、名古屋検疫所四日市検疫所支所、広島検疫所広島空港検疫所支所、福岡検疫所長崎検疫所支所、福岡検疫所鹿児島検疫所支所及び那覇検疫所那覇空港検疫所支所に、次の二課を置く。

3 東京検疫所羽田空港検疫所支所、東京検疫所川崎検疫所支所、名古屋検疫所中部空港検疫所支所及び福岡検疫所福岡空港検疫所支所に、次の三課を置く。

検疫衛生・食品監視課

庶務課

検疫衛生課

食品監視課

(庶務課の所掌事務)

第一百二十二条の二 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計及び物品に関すること。

二 統計に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、支所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(検疫衛生課又は検疫衛生・食品監視課の所掌事務)

第一百二十三条 検疫衛生課は、港及び飛行場における診察、検査、隔離、停留その他の検疫及び予防接種その他の防疫(検疫感染症に関する情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を含む)を行うことをつかさどる。

2 東京検疫所羽田空港検疫所支所の検疫衛生課は、前項に規定する事務のほか、ねずみ族及び虫類の駆除、清掃及び消毒その他の衛生措置に関する衛生微生物学的試験及び検査を行うことをつかさどる。

3 検疫衛生・食品監視課は、第一項に規定する事務のほか、次条に規定する事務をつかさどる。

(食品監視課の所掌事務)

第一百二十三条の二 食品監視課は、販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての検査及び指導を行うことをつかさどる。

(統括食品監視官の職務)

第一百二十四条 統括食品監視官は、命を受けて、前条に規定する事務を行う。

第二款 削除

第一百二十五条から第四百七十三条まで 削除

第三款 国立ハンセン病療養所

(国立ハンセン病療養所の名称及び位置)

第四百七十四条 国立ハンセン病療養所の名称及び位置は、別表第三のとおりとする。

(所長及び副所長)

第四百七十五条 国立ハンセン病療養所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、国立ハンセン病療養所の事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、国立ハンセン病療養所の事務を整理する。

(国立療養所多磨全生園に置く部等)

第四百七十五条の一 国立療養所多磨全生園に、総務部、人事部、経理部、診療科、薬剤科、研究

検査科及び看護部並びに国立ハンセン病療養所医師確保対策官一人を置く。

(総務部の所掌事務)

第四百七十五条の二 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管及び公文書類に関すること。

二 退所者及び非入所者の入所並びに入所者の厚生及び退所に関すること。

三 医療に関する統計に関すること。

四 診療記録の保管に関すること。

(総務部に置く課)
第四百七十五条の四 総務部に、庶務課及び福祉課を置く。

(庶務課の所掌事務)

第四百七十五条の五 庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号に掲げる事務をつかさどる。

(福祉課の所掌事務)

第四百七十五条の六 福祉課は、第四百七十五条の三第一号から第四号に掲げる事務をつかさどる。

(人事部の所掌事務)

第四百七十五条の七 人事部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

二 国立ハンセン病療養所の職員の給与の支給に関する事務の運営の改善及び効率化に関すること。

(人事部に置く課)

第四百七十五条の八 人事部に、人事課及び給与課を置く。

(人事課の所掌事務)

第四百七十五条の九 人事課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の任免、懲戒、服務その他の人事(給与を除く。)に関するこをつかさどる。

(給与課の所掌事務)

第四百七十五条の十 紙与課は、第四百七十五条の七第一号に掲げる事務のうち、職員の給与に関するこを及び同条第二号に掲げる事務をつかさどる。

(経理部の所掌事務)

第四百七十五条の十一 経理部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立ハンセン病療養所に係る経費の予算及び決算に関する企画及び立案並びに調整に関するこ。

二 会計、物品及び營繕に関するこ(次号に掲げるものを除く。)。

三 国立ハンセン病療養所の營繕に関する管理及び調整並びに必要な助言その他の支援に関するこ。

(経理部に置く課)

第四百七十五条の十二 経理部に、会計第一課、会計第二課及び施設管理課を置く。

(会計第一課の所掌事務)

第四百七十五条の十三 会計第一課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計第一課の所掌事務)

第四百七十五条の十四 会計第二課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務のうち、会計及び物品に関するこをつかさどる。

(施設管理課の所掌事務)

第四百七十五条の十五 施設管理課は、第四百七十五条の十一第二号(營繕に係る部分に限る。)及び第三号に掲げる事務をつかさどる。

(診療科の所掌事務)

第四百七十五条の十六 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 科内の衛生及び取締りに関するこ。

二 診断及び治療に関するこ。

(薬剤科の所掌事務)

第四百七十五条の十七 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤及び製剤並びに医薬品に関する情報の管理に関するこをつかさどる。

(研究検査科の所掌事務)

第四百七十五条の十八 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 医療の向上に寄与する研究に関するこ。

二 化学的検査、細胞学的検査、病理学的検査その他医学的検査に関するこ。

(看護部の所掌事務)

第四百七十五条の十九 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関するこをつかさどる。

(国立ハンセン病療養所医師確保対策官の所掌事務)

第四百七十五条の二十 国立ハンセン病療養所医師確保対策官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。

一 国立ハンセン病療養所の医師の確保に関する企画及び立案並びに調整に関するこ。

二 国立ハンセン病療養所の医師の教養及び訓練に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
 (国立療養所長島愛生園等に置く部等)

第四百七十六条 国立療養所長島愛生園、国立療養所菊池恵楓園、国立療養所星塚敬愛園及び国立療養所沖縄愛樂園に、事務部、診療科、薬剤科、研究検査科及び看護部を置く。
 (事務部の所掌事務)

第四百七十七条 事務部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

(事務部に置く課)
第四百七十八条 事務部に、庶務課、会計課及び福祉課を置く。
 (庶務課の所掌事務)

第四百七十九条 庶務課は、第四百七十五条の三第一号、第五号及び第六号並びに第四百七十五条の七第一号に掲げる事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第四百八十条 会計課は、第四百七十五条の十一第一号に掲げる事務をつかさどる。

(福祉課の所掌事務)

第四百八十二条 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
 (診療科の所掌事務)

第四百八十三条 薬剤科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
 (薬剤科の所掌事務)

第四百八十四条 研究検査科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
 (研究検査科の所掌事務)

第四百八十五条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

第四百八十六条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

第四百八十七条 看護部は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、看護に関することをつかさどる。

(看護部の所掌事務)

第四百八十八条 看護部は、第四百七十五条の三各号、第四百七十五条の七第一号及び第四百七十五条の十一第二号に掲げる事務をつかさどる。

(看護部の所掌事務)

第四百八十九条 診療科は、国立ハンセン病療養所の所掌事務のうち、第四百八十二条各号に掲げる事務をつかさどる。

(診療科の所掌事務)

第四百九十条 事務部を長を事務長とする。

(事務部の所掌事務)

名称	位置
国立療養所多摩全生園附属看護学校 (看護師養成所の位置)	東村山市
3 看護師養成所は、国立ハンセン病療養所に、看護師養成所を置く。	瀬戸内市
4 看護師養成所に、所長を置く。	
4 第四款 国立医薬品食品衛生研究所 (国立医薬品食品衛生研究所の位置)	
5 第四百九十五条 国立医薬品食品衛生研究所は、神奈川県に置く。	
6 第四百九十六条 国立医薬品食品衛生研究所に、所長及び副所長一人を置く。 (所長及び副所長)	
7 2 所長は、国立医薬品食品衛生研究所の事務を掌理する。	
8 3 副所長は、所長を助け、国立医薬品食品衛生研究所の事務を整理する。 (企画調整主幹)	
9 第四百九十七条 国立医薬品食品衛生研究所に、企画調整主幹一人を置く。 (企画調整主幹)	
10 2 企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行つ。	
11 一 国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。 (国立医薬品食品衛生研究所に置く部等)	
12 並びに調整に関する事務を行つ。	
13 二 国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。 (国立医薬品食品衛生研究所に置く部等)	
14 第四百九十八条 国立医薬品食品衛生研究所に、次の十六部及び安全性生物試験研究センターを置く。	
15 生薬部	
16 再生・細胞医療製品部	
17 遺伝子医薬部	
18 薬品部	
19 生物薬品部	
20 医療機器部	
21 生活衛生化学部	
22 食品部	
23 食品添加物部	

<p>第五百九条 (医療機器部の所掌事務)</p> <p>第五百十条 医療機器部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、医療機器（再生・細胞医療製品部の所掌に係るものをお除く。）その他衛生用品及びこれらの材料の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(生活衛生化学部の所掌事務)</p> <p>第五百十二条 生活衛生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、室内空気、上水、環境水、大気、水道用品、水道資機材及び水道薬品並びにこれらに含まれる環境汚染物及び自然発生物質に関する試験及び検査並びに化粧品、化粧品原料及び医薬部外品の試験、検査及び試験的製造並びに家庭用具に含まれる有害物質に関する試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品部の所掌事務)</p> <p>第五百十三条 食品部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、食品等、食品汚染物及び化学性食中毒検体の試験及び検査（栄養生理学的試験及び検査を除く。）並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品添加物部の所掌事務)</p> <p>第五百十四条 食品添加物部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、添加物、器具、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(食品衛生管理部の所掌事務)</p> <p>第五百十五条 有機化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の有機化学的試験及びこれらに必要な研究並びに放射線医薬品の試験、検査及び試験的製造並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(生化学部の所掌事務)</p> <p>第五百十六条 生化学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、関連物質の生化学的試験及び放射線の安全管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。</p> <p>(安全情報部の所掌事務)</p> <p>第五百十七条 安全情報部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供並びにこれらに必要な情報の調査及び研究を行うこと。 二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌及び情報誌の編集及び頒布に関すること。 <p>(医薬安全科学部の所掌事務)</p> <p>第五百十八条 医薬安全科学部は、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。</p>	<p>第五百九条 衛生微生物部</p> <p>第五十条 有機化学部</p> <p>第五十一条 生化部</p> <p>第五十二条 安全情報部</p> <p>第五十三条 医薬安全科学部</p>
---	---

		一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行うこと。
	二 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。	
	（安全性生物試験研究センターの所掌事務）	第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。
		一 関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うこと。
		二 関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと。
		三 関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。
		四 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。
		（安全性生物試験研究センターに置く部等）
	第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。	第五百二十一条 毒性部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。
		（薬理部の所掌事務）
		第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと（安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
		（病理部の所掌事務）
	第五百二十三条 病理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の病理学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。	第五百二十四条 ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。
		（安全性予測評価部の所掌事務）
	第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びに必要な研究を行うことをつかさどる。	第五百二十六条 第五百三十五条まで 削除
	第五款 国立保健医療科学院	（国立保健医療科学院の位置）
第五百三十六条 国立保健医療科学院は、埼玉県に置く。		

一 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供を行ふこと。

二 医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の解析及び評価、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターの所掌事務）

第五百十九条 安全性生物試験研究センターは、国立医薬品食品衛生研究所の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うこと。

二 関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと。

三 関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うこと。

四 関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集、加工、解析、評価、蓄積及び提供（以下この号及び第五百二十五条において「化学物質の安全性に関する情報の収集等」という。）並びに化学物質の安全性に関する情報の収集等に必要な情報の調査並びにこれらに必要な研究を行うこと。

（安全性生物試験研究センターに置く部等）

第五百二十条 安全性生物試験研究センターに、次の五部を置く。

第五百二十一条 毒性部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の毒性的学的試験並びに実験動物の飼育及び管理並びにこれらに必要な研究を行うことをつかさどる。

（薬理部の所掌事務）

第五百二十二条 薬理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の薬理学的試験及びこれに必要な研究を行うこと（安全性予測評価部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（病理部の所掌事務）

第五百二十三条 病理部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の病理学的試験及びこれに必要な研究を行うことをつかさどる。

（ゲノム安全科学部の所掌事務）

第五百二十四条 ゲノム安全科学部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質の変異原性、遺伝毒性及びゲノム不安定性に関する試験並びにこれらに必要な研究及び実験による動物実験代替法の開発と評価を行うことをつかさどる。

（安全性予測評価部の所掌事務）

第五百二十五条 安全性予測評価部は、安全性生物試験研究センターの所掌事務のうち、関連物質に関する試験結果に基づく安全性の総合的な予測及び評価、電子計算機を用いて行う動物実験代替法の評価、化学物質の安全性に関する情報の収集等及びこれに必要な情報の調査並びに必要な研究を行うことをつかさどる。

（第五百二十六条から第五百三十五条まで 削除）

第五百二十六条 第五百三十五条まで 削除

（第五款 国立保健医療科学院）

第五百三十七条 国立保健医療科学院に、院長及び次長一人を置く。

2 院長は、国立保健医療科学院の事務を掌理する。

3 次長は、院長を助け、国立保健医療科学院の事務を整理する。

（企画調整主幹及び統括研究官）

第五百三十八条 国立保健医療科学院に、企画調整主幹一人及び統括研究官六人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 企画調整主幹は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する特定事項の総括に当たること。

二 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

三 総括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する専門的事項の総括に関する事務を行う。

（国立保健医療科学院に置く部等）

第五百三十九条 国立保健医療科学院に、次の七部並びに保健医療情報政策研究センター及び保健医療経済評価研究センターを置く。

3 総括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する事務を行う。

二 国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する事務を行う。

一 総括研究官は、命を受けて、国立保健医療科学院の所掌事務に係る養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する事務を行う。

（第五百三十九条 国立保健医療科学院に置く部等）

第五百四十条 国立保健医療科学院に置く部は、

（第五百四十一条 総務部）

第五百四十二条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び當舎に關すること。

二 養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に関する庶務を行うこと。

三 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に關すること。

四 前二号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（総務部に置く課）

第五百四十三条 総務部に、次の三課を置く。

第五百四十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管及び公文書類に關すること。

二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立保健医療科学院の所掌事務で他の所掌に屬しないものに關すること。

（会計課の所掌事務）

第五百四十五条 会計課は、会計、物品及び當舎に關する事務をつかさどる。

（研修・業務課の所掌事務）

第五百四十六条 研修・業務課は、養成及び訓練並びにこれらに對する学理の応用の調査及び研究に關する庶務を行うことをつかさどる。

(疫学・統計研究部の所掌事務)

第五百四十五条 疫学・統計研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療及び生活衛生並びにこれらに関連する社会福祉（以下「保健医療等」という。）に関する疫学・統計を用いた科学的評価及び疫学・統計的高度利用に係るものをつけさどる。

第五百四十六条 公衆衛生政策研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する政策の社会への実装及び社会全体への影響の評価に係るもの（保健医療情報政策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつけさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）
第五百四十七条 生涯健康研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生涯にわたる疾病及び障害の予防、健康の保持及び増進並びに保健指導に係るものをつけさどる。
第五百四十八条 医療・福祉サービス研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する政策の社会への実装及び社会全体への影響の評価に係るもの（保健医療情報政策研究センターの所掌に属するものを除く。）をつけさどる。

（生涯健康研究部の所掌事務）
第五百四十九条 生活環境研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、生活環境に係る保健衛生に係るものをつけさどる。

第五百五十条 健康危機管理研究部は、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、健康危機管理に係るものをつけさどる。
第五百五十一条 保健医療情報政策研究センターの所掌事務
第五百五十二条 保健医療情報政策研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療等に関する情報の収集、評価、利用及び提供並びにこれらに関する政策の社会への実装の推進に係るものをつけさどる。
第五百五十三条 保健医療経済評価研究センターは、国立保健医療科学院の所掌事務のうち、保健医療性、効率性及び有効性の観点から保健医療に関する評価に係るものをつけさどる。
第五百五十三条から五百六十条まで 削除

第六款 国立社会保障・人口問題研究所
（国立社会保障・人口問題研究所の位置）
第五百六十二条 国立社会保障・人口問題研究所は、東京都に置く。
（所長及び副所長）
第五百六十三条 国立社会保障・人口問題研究所に、所長及び副所長一人を置く。
2 所長は、国立社会保障・人口問題研究所の事務を掌理する。
3 副所長は、所長を助け、国立社会保障・人口問題研究所の事務を整理する。
（政策研究調整官）

第五百六十四条 国立社会保障・人口問題研究所に、総務課及び次の七部を置く。
企画部
国際関係部
情報調査分析部
社会保障基礎理論研究部
社会保障応用分析研究部
評議員会
評議員会の運営に關し必要な事項は、評議員会において別に定める。

人口構造研究部

人口動向研究部

（総務課の所掌事務）

第五百六十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び當繕に關すること。
二 前号に掲げるもののほか、国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務で他の所掌に属するものに關すること。

（企画部の所掌事務）

第五百六十六条 企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に關する企画及び立案並びに調整（政策研究調整官の所掌に属するものを除く。）を行うこと。
二 社会保障及び人口問題に關する調査及び研究を行うこと（政策研究調整官及び他部の所掌に属するものを除く。）。

（国際関係部の所掌事務）

第五百六十七条 国際関係部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 海外の社会保障及び人口問題に關する調査及び研究を行うこと。
二 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る国際協力に關すること。

（情報調査分析部の所掌事務）

第五百六十八条 情報調査分析部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る情報の収集及び分析並びにこれらの結果の提供を行うこと。
二 国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に係る統計データベースの開発及び管理を行うこと。

（社会保障基礎理論研究部の所掌事務）

第五百六十九条 社会保障基礎理論研究部は、社会保障の機能、経済社会構造との関係その他の社会保障の基礎理論に關する調査及び研究を行ふことをつかさどる。

（社会保障応用分析研究部の所掌事務）

第五百七十条 社会保障応用分析研究部は、社会保障の応用及び分析に關する実証的調査及び研究を行うことをつかさどる。

（人口構造研究部の所掌事務）

第五百七十二条 人口構造研究部は、人口の基本構造、移動及び地域分布並びに世帯その他の家族の構造並びにこれらの変動に關する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（人口動向研究部の所掌事務）

第五百七十三条 人口動向研究部は、出生力及び死亡構造の動向並びに家庭機能の変化並びにこれらとの要因に關する調査及び研究を行うことをつかさどる。

（評議員会）

第五百七十三条 国立社会保障・人口問題研究所に、評議員会を置く。

2 政策研究調整官は、命を受けて、国立社会保障・人口問題研究所の所掌事務に關する特定事項の調査及び研究、これらに關する調整並びにこれらの成果の普及を行う。
（国立社会保障・人口問題研究所に置く部等）

第五百六十四条 国立社会保障・人口問題研究所に、総務課及び次の七部を置く。
企画部
国際関係部
情報調査分析部
社会保障基礎理論研究部
社会保障応用分析研究部
評議員会
評議員会の運営に關し必要な事項は、評議員会において別に定める。

6 5 評議員は、非常勤とする。

評議員会の運営に關し必要な事項は、評議員会において別に定める。

国際関係部
情報調査分析部
社会保障基礎理論研究部
社会保障応用分析研究部

第七款 国立感染症研究所
(国立感染症研究所の位置)

第五百七十四条 国立感染症研究所は、東京都に置く。

(所長及び副所長)

第五百七十五条 国立感染症研究所に、所長及び副所長一人を置く。

2 所長は、国立感染症研究所の事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、国立感染症研究所の事務を整理する。

第五百七十六条 削除
(国立感染症研究所に置く部)

第五百七十七条 国立感染症研究所に、次の十二部及び一室並びに研究企画調整センター、感染症疫学センター、エイズ研究センター、病原体ゲノム解析研究センター、インフルエンザ・呼吸器系ウイルス研究センター、薬剤耐性研究センター、感染症危機管理研究センター、治療薬・ワクチン開発研究センター、実地疫学研究センター、次世代生物学的製剤研究センター、安全管理研究センター及び品質管理研究センターを置く。

究センター及び品質管理研究センターを置く。
総務部

ウイルス第一部
ウイルス第二部
ウイルス第三部
細菌第一部
細菌第二部
寄生動物部
感染病理部
真菌部
細胞化学部
昆虫医学部
獣医学部
国際協力室

(総務部の所掌事務)

第五百七十八条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び営繕に関する事務を行ふこと。
- 二 調査及び研究、試験、検査、検定並びに製造に関する事務を行ふこと。
- 三 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(総務部に置く課)

第五百七十九条 総務部に、次の六課を置く。

総務課
人事課
会計課
調整課
業務管理課
施設管理課

(総務課の所掌事務)

第五百八十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

。 公印の保管及び公文書類に関する事務。

- 一 公印の保管及び公文書類に関する事務。
- 二 図書の収集、保管及び閲覧並びに業績誌の編集に関する事務。

三 前一号に掲げるもののほか、国立感染症研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

(人事課の所掌事務)

第五百八十二条 人事課は、職員の人事に関する事務をつかさどる。

(会計課の所掌事務)

第五百八十三条 会計課は、会計、物品及び営繕に関する事務(業務管理課及び施設管理課の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

(調整課の所掌事務)

第五百八十二条 調整課は、調査及び研究に関する庶務を行ふことをつかさどる。

(業務管理課の所掌事務)

第五百八十四条 業務管理課は、試験、検査、検定及び製造に関する庶務、会計及び物品に関する事務を行ふことをつかさどる。

(施設管理課の所掌事務)

第五百八十二条 施設管理課は、試験、検査、検定及び製造を行う建築物の営繕に関する事務を行ふことをつかさどる。

(ウイルス第一部の所掌事務)

第五百八十五条 ウィルス第一部は、出血熱ウイルス、節足動物媒介性ウイルス、神経系ウイルス、ヒトヘルペスウイルス、リケッチア及びクラミジアに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るもの)に関する事務を行ふことをつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレフアレンス業務を含む)及び講習を行ふこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと(他部の所掌に属するものを除く)。

(ウイルス第二部の所掌事務)

第五百八十六条 ウィルス第二部は、腸管感染ウイルス、腫瘍ウイルス及び肝炎ウイルスに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るもの)に関する事務を行ふことをつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレフアレンス業務を含む)及び講習を行ふこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと(他部の所掌に属するものを除く)。

(ウイルス第三部の所掌事務)

第五百八十七条 ウィルス第三部は、次に掲げる事務を行ふことをつかさどる。

- 一 発疹性ウイルスに起因する感染症(ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに係るもの)を除く。次号において同じ)に関する、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレフアレンス業務を含む)及び講習を行ふこと。
- 二 インフルエンザウイルス及び呼吸器系ウイルス並びに発疹性ウイルスに起因する感染症に関する事務(ヒト免疫不全ウイルス及び呼吸器系ウイルス並びに発疹性ウイルスに起因する感染症の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行ふこと)(他部の所掌に属するものを除く)。

(細菌第一部の所掌事務)

第五百八十八条 細菌第一部は、腸管系細菌感染症、全身性細菌感染症、環境細菌由来感染症、口腔感染症及びスピロヘータに起因する感染症に関する事務を行ふことをつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究(これらに関するレフアレンス業務を含む)及び講習を行ふこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌ワクチン及び細菌感染症診断薬に限る。）

抗生物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）並びに消毒剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製

造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（細菌第一部の所掌事務）

第五百八十七条 細菌第二部は、呼吸器系細菌感染症、毒素産生細菌感染症及び日和見感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（細菌製剤及び抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（寄生動物部の所掌事務）

第五百八十八条 寄生動物部は、寄生性の原虫、線虫、吸虫及び条虫類に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（免疫診断製剤に限る。）及び殺虫剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染病理部の所掌事務）

第五百八十九条 感染病理部は、感染症その他の特定疾病（ヒト免疫不全ウイルスその他のレトロウイルスに起因する感染症を除く。）に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 予防衛生に関する病理解剖学的及び病理組織学的調査及び研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（病理学的検査に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

第五百九十条 削除

（真菌部の所掌事務）

第五百九十二条 真菌部は、真菌に起因する感染症に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（細胞化学部の所掌事務）

第五百九十三条 昆虫医科学部は、人体に対して有害な昆虫類、ダニ類その他の動物（寄生性の原虫、線虫、吸虫及び条虫類を除く。）に起因する疾病に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する殺虫剤及び殺そ剤の生物学的検査及び試験的製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（獣医学部の所掌事務）

第五百九十四条 獣医学部は、動物由来感染症に関して、病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うことをつかさどる。

第五百九十五条及び第五百九十六条 削除

（国際協力室の所掌事務）

第五百九十七条 国際協力室は、国立感染症研究所の所掌事務に係る国際的な調査及び研究の調整を行ふことをつかさどる。

第五百九十八条 削除

（研究企画調整センターの所掌事務）

第五百九十九条 研究企画調整センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整を行うこと。

二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に関する特定期間の企画及び立案並びに調整を行うこと。

三 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

四 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

五 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

六 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

七 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

八 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

九 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十三 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十四 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十五 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十六 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十七 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十八 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

十九 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十三 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十四 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十五 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十六 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十七 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十八 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

二十九 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十一 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十二 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十三 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十四 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十五 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十六 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

三十七 国立感染症研究所の所掌事務に係る調査及び研究に係る研究費の申請並びに執行を行うこと。

(薬剤耐性研究センターの所掌事務)
第六百三条の二 薬剤耐性研究センターは、薬剤耐性病原体に起因する感染症（ウイルスに係るもの）を除く。)に関する事務をつかさどる。

一 病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）及び講習を行うこと。

二 抗菌性物質及びその製剤（抗生物質医薬品に限る。）の生物学的検査及びこれらの医薬品の生物学的検査に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

（感染症危機管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の三 感染症危機管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 感染症その他の特定疾病的危機管理に関し、情報の収集及び分析、訓練並びに広報並びにこれらに必要な科学的調査及び研究並びにこれらに関する講習を行うこと。

二 感染症の判別のための検査並びにこれらに必要な科学的調査及び研究（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びにこれらに関する講習を行うこと。

（治療薬・ワクチン開発研究センターの所掌事務）
第六百三条の四 治療薬・ワクチン開発研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふこと。

一 予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（実地疫学研究センターの所掌事務）
第六百三条の五 実地疫学研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。

一 予防薬及び治療薬に関する研究、開発（これらに関するレフアレンス業務を含む。）並びに講習を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤の生物学的検査及び検定（エンドトキシン試験に係る部分に限る。）並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（抗毒素製剤に限る。）の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（実地疫学研究センターの所掌事務）
第六百三条の六 次世代生物学的製剤研究センターは、感染症その他の特定疾病に関する講習を行ふことをつかさどる。

一 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤の生物学的検査及び検定（異常毒性否定試験、発熱試験、及び化学試験に係る部分に限る。）並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

二 予防、治療及び診断に関する生物学的製剤（血液製剤に限る。）及び次世代生物学的製剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと（他部の所掌に属するものを除く。）。

（安全管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の七 安全管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生物災害に係る安全管理に関する調査、研究及び講習を行うこと。

二 医学用実験動物の飼育及び健康管理並びにこれらに関する科学的調査、研究及び講習を行うこと。

三 研究用ウイルス及び細菌の確保及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（品質管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の八 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

（品質管理研究センターの所掌事務）
第六百三条の九 品質管理研究センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線の安全管理及び放射性同位元素を用いた生物学的調査及び研究の方法の開発及び改良のための調査及び研究を行うこと。

二 感染症その他の特定疾病的予防、治療及び診断に関する生物学的製剤並びに抗菌性物質製剤の生物学的検査及び検定における成績の総合評価、これらの医薬品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の管理及び評価並びにこれらに必要な科学的調査及び研究を行うこと。

三 感染症その他の特定疾病的検定検査に必要な基準、検定検査手法の精度管理及び生物学的製剤の品質保証に関する国際的な調整を行うこと（国際協力室の所掌に属するものを除く。）。

四 国立感染症研究所の情報システムの整備及び管理並びにこれらに関する講習を行うこと。

（支所の名称及び位置）
第六百四条 国立感染症研究所支所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
ハンセン病研究センター (支所の所掌事務)	東村山市

第六百十五条 ハンセン病研究センターは、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病に関する講習を行うことをつかさどる。

（支所長）
第六百六条 支所に、支所長を置く。

第六百七条から第六百十一条まで 削除

（ハンセン病研究センターに置く課等）
第六百十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

第六百十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する調査及び研究を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、ハンセン病研究センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する調査及び研究を行うこと。

（感染制御部の所掌事務）

第六百十三条 感染制御部は、ハンセン病その他の抗酸菌に起因する疾病的調査及び研究を行うことをつかさどる。

一 微生物学的、生化学的及び分子生物学的調査及び研究を行うこと。

二 実験動物的及び免疫学的調査及び研究を行うこと。

三 抗らい菌療法の開発及び改良に関する調査及び研究を行うこと。

第六百二十四条から第六百二十二条の五まで 削除

（国立障害者リハビリテーションセンターの位置）
第六百二十三条 国立障害者リハビリテーションセンターは、埼玉県に置く。

（総長）
第六百二十四条 国立障害者リハビリテーションセンターに、総長を置く。

二 総長は、国立障害者リハビリテーションセンターの事務を掌理する。

（国立障害者リハビリテーションセンターに置く部等）
第六百二十五条 国立障害者リハビリテーションセンターに、管理部、企画・情報部、自立支援局、病院、研究所及び学院を置く。

（管理部の所掌事務）
第六百二十六条 管理部は、次に掲げる事務（国立光明寮、国立保養所及び国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 職員の人事、公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する調査及び研究を行うこと。

二 利用者及び入院患者の給食に関する調査及び研究を行うこと。

三 患者の入退院及び入院患者の厚生に関する調査及び研究を行うこと。

四 医療に関する統計に関する調査及び研究を行うこと。

（診療記録の保管に関する事務）

六 医療に関する安全管理及び感染症防止対策に関する事。

七 前各号に掲げるもののほか、国立障害者リハビリテーションセンターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(管理部に置く課)

第六百二十七条 管理部に、次の三課を置く。

(総務課)
会計課
医事管理課

(総務課の所掌事務)
会計課

(総務課)
会計課
医事管理課

(自立支援局の所掌事務)
第六百三十二条 自立支援局は、障害者のリハビリテーションに関し、相談、訓練及び支援を行うことをつかさどる。

(自立支援局長)
第六百三十三条 自立支援局に、自立支援局長を置く。

2 自立支援局長は、自立支援局の事務を掌理する。

(自立支援局に置く部)
第六百三十四条 自立支援局に、次の四部を置く。

第一自立訓練部
第二自立訓練部
第三自立訓練部
第四自立訓練部

(総合相談支援部の所掌事務)
第六百三十五条 総合相談支援部は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支援の方針に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

二 治療、相談及び支援に関する企画(第一自立訓練部及び理療教育・就労支援部の所掌に属するものを除く)。

三 前二号に掲げるもののほか、自立支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこど。

四 理療教育・就労支援部

(総合相談支援部に置く課)
第六百三十六条 総合相談支援部に、次の四課を置く。

第一支援企画課
第二総合相談課
第三総合支援課
第四医務課

(支援企画課の所掌事務)
第六百三十七条 支援企画課は、障害者のリハビリテーションに関する企画及び立案並びに調整に関することをつかさどる。

(総合相談課の所掌事務)
第六百三十八条 総合相談課は、障害者のリハビリテーションに関し、相談を行うことをつかさどる。

(総合支援課の所掌事務)
第六百三十九条 総合支援課は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関するこど。

二 前号に掲げるもののほか、自立支援局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこど。

(医務課の所掌事務)
第六百四十一条 医務課は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 診療及び看護に関するこど。

二 調剤及び製剤その他保健衛生に関するこど。

(第一自立訓練部の所掌事務)
第六百四十二条 第一自立訓練部は、視覚障害者又は精神に障害のある者のリハビリテーションに関し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行なうことをつかさどる。

<p>(第一 自立訓練部に置く課)</p> <p>第六百四十二条 視覚機能訓練課は、視覚障害者の身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。</p> <p>(生活訓練課の所掌事務)</p> <p>第六百四十三条 生活訓練課は、精神に障害のある者の生活能力の向上のために必要な訓練を行うことをつかさどる。</p> <p>(第一自立訓練部の所掌事務)</p> <p>第六百四十三条の二 第二自立訓練部は、重度の身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者であつて重度の身体障害を有するもの)をいう以下この款において同じ。のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。</p> <p>二 主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。</p> <p>(第二自立訓練部に置く課)</p> <p>第六百四十三条の三 第二自立訓練部に、肢体機能訓練課を置く。</p> <p>(肢体機能訓練課の所掌事務)</p> <p>第六百四十三条の四 肢体機能訓練課は、第六百四十三条の二各号に規定する事務をつかさどる。</p> <p>(理療教育・就労支援部の所掌事務)</p> <p>第六百四十四条 理療教育・就労支援部は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練に関すること。</p> <p>二 視覚障害者の理療教育に関すること。</p> <p>三 求職活動に関する支援及び職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談に関すること。</p> <p>四 視覚障害者に対する理療に関する施術所の開設及び経営に関すること。</p> <p>(理療教育・就労支援部に置く課等)</p> <p>第六百四十五条 理療教育・就労支援部に、次の二課及び教務統括官一人を置く。</p> <p>就労移行支援課 理療教育課</p> <p>第六百四十六条 就労移行支援課は、第六百四十四条(第一号を除く。)に規定する事務をつかさどる。</p> <p>(就労移行支援課の所掌事務)</p> <p>第六百四十七条 理療教育課は、視覚障害者の理療教育に関する事務をつかさどる。</p> <p>(教務統括官の職務)</p> <p>第六百四十八条 教務統括官は、命を受けて、理療教育・就労支援部の所掌事務のうち、視覚障害者の理療教育に関する重要事項の企画及び立案並びに調整に当たる。</p> <p>(自立支援局に置く施設)</p> <p>第六百四十九条 自立支援局に、第六百三十四条に規定するもののほか、次の施設を置く。</p> <p>国立光明寮 国立保養所 国立福祉型障害児入所施設 (国立光明寮の所掌事務)</p> <p>第六百五十一条 国立光明寮は、視覚障害者のリハビリテーションに関する事務を行つことをつかさどる。</p> <p>(国立光明寮の名称及び位置)</p> <p>第六百五十二条 国立光明寮の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">函館市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">福岡市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	函館市	神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	神戸市	福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	福岡市
名称	位置								
函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	函館市								
神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	神戸市								
福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	福岡市								

<p>(寮長)</p> <p>第六百五十二条 国立光明寮に、寮長を置く。</p> <p>2 寮長は、国立光明寮の事務を掌理する。</p> <p>(国立光明寮に置く課)</p> <p>第六百五十三条 国立光明寮に、次の三課を置く。</p> <p>1 庶務課 2 支援課 3 教務課</p> <p>(庶務課の所掌事務)</p> <p>第六百五十四条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関する事務。</p> <p>二 利用者の給食に関する事務。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、国立光明寮の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。</p> <p>(支援課の所掌事務)</p> <p>第六百五十五条 支援課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関する事務。</p> <p>二 主として夜間ににおける生活等の相談に関する事務。</p> <p>三 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関する事務。</p> <p>四 求職活動に関する支援及び職場の開拓並びに就職後における職場への定着のために必要な相談に関する事務。</p> <p>五 理療に関する施術所の開設及び経営に関する事務。</p> <p>(教務課の所掌事務)</p> <p>第六百五十六条 教務課は、国立光明寮の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 理療教育に関する事務。</p> <p>二 視覚障害者の職業に関する調査及び研究に関する事務。(研究所の所掌に属するものを除く。)</p> <p>(国立保養所の所掌事務)</p> <p>第六百五十七条 国立保養所は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 重度の身体障害者のリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと。</p> <p>二 戰傷病者を入所させ、医学的管理の下に、その保養を行うこと。</p> <p>(国立保養所の名称及び位置)</p> <p>第六百五十八条 国立保養所の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 (所長) 別府市 位置</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">函館市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">神戸市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)</td> <td style="text-align: center;">福岡市</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	函館市	神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	神戸市	福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	福岡市
名称	位置								
函館視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	函館市								
神戸視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	神戸市								
福岡視力障害センター (視覚機能訓練課の所掌事務)	福岡市								

支援課
(庶務課の所掌事務)

第六百六十二条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 利用者の給食に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立保養所の所掌事務で他の所掌に属しないものと。

(医務課の所掌事務)

第六百六十三条 医務課は、国立保養所の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 診療及び看護に関すること。

二 身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

三 主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。

四 調剤及び製剤その他保健衛生に関すること。

(支援課の所掌事務)

第六百六十三条 支援課は、国立保養所の所掌事務のうち、日常生活又は社会生活上の支援、必要な情報の提供及び関係機関との連絡調整に関するなどをつかさどる。

(国立福祉型障害児入所施設の所掌事務)

第六百六十四条 国立福祉型障害児入所施設は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 知的障害の程度が著しい児童又は目が見えない者(強度の弱視を含む)、耳が聞こえない者(強度の難聴を含む)、口がきけない者等である障害児であつて、児童福祉法第二十四条の三

第四項の入所給付決定に係るもの又は同法第二十七条规定第三号の措置を受けたものを入所させて、その保護及び指導を行うこと。

二 障害児の保護及び指導を行うこと(前号に掲げるものを除く)。

三 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間に、おいて障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第七十一号)第五条の規定による改正前の児童福祉法第六十三条の三の二第一項の規定により障害児施設給付費等を支給することができる」とされた者を入れさせ、その支援を行うこと。

四 全国の福祉型障害児入所施設における障害児の保護及び指導の向上に寄与するための事業を行ふこと。

(国立福祉型障害児入所施設の名称及び位置)

名稱	位置
秩父公園 (施設長及び次長)	所沢市

第六百六十六条 国立福祉型障害児入所施設に、施設長及び次長一人を置く。

2 施設長は、国立福祉型障害児入所施設の事務を掌理する。

3 次長は、施設長を助け、国立福祉型障害児入所施設の事務を整理する。

(国立福祉型障害児入所施設に置く課)

第六百六十七条 国立福祉型障害児入所施設に、次の四課を置く。

地域支援課
地域移行推進課
療育支援課

(庶務課の所掌事務)

第六百六十八条 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公印の保管、公文書類、会計、物品及び營繕に関すること。

二 障害児及び第六百六十四条第二号に掲げる者(以下「障害児等」という。)の給食に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務で他の所掌に属しないものと。

(地域支援課の所掌事務)

第六百六十九条 地域支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 障害児等の入退所に関すること(地域移行推進課の所掌に属するものを除く)。

二 障害児等の作業実習の調整、ボランティアの養成及び活用その他地域社会との交流に関すること。

三 障害児等の保護及び指導に関する調査及び研究に関すること。

四 障害児等の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修(実習に限る。)に関すること。

五 障害児等の地域支援に関すること。

六 障害児等の地域支援に関すること。

(地域移行推進課の所掌事務)

第六百七十一条 地域移行推進課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、障害児等の地域における生活に移行するための支援に関するなどをつかさどる。

(療育支援課の所掌事務)

第六百七十二条 療育支援課は、国立福祉型障害児入所施設の所掌事務のうち、次に掲げるものをつかさどる。

一 障害児等の生活指導、作業指導その他保護及び指導に関すること。

二 障害児等の治療教育及び保健衛生に関すること。

(病院の所掌事務)

第六百七十三条 病院は、障害者のリハビリテーションに関し、治療を行うことをつかさどる。

(病院長及び副院長)

第六百七十四条 病院に、病院長及び副院長一人を置く。

(病院の所掌事務)

第六百七十五条 病院に、次の五部、薬剤科、看護部及び障害者健康増進・運動医科学支援センターを置く。

(病院に置く部等)

第六百七十六条 第一診療部は、病院の所掌事務のうち、主として神経機能、運動機能及び代謝機能系疾患に係る診療に関するなどをつかさどる。

(第一診療部の所掌事務)

第六百七十七条 第二診療部は、病院の所掌事務のうち、主として感覚機能及び泌尿生殖機能系疾患に係る診療並びに医学的検査に関するなどをつかさどる。

(第二診療部の所掌事務)

第六百七十七条の二 第三診療部は、病院の所掌事務のうち、主として児童の精神機能系疾患及び発達障害に係る診療に関するなどをつかさどる。

(第三診療部の所掌事務)

(リハビリテーション部の所掌事務)

第六百七十八条 リハビリテーション部は、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 理学療法、作業療法、運動療法、言語聴覚療法及び視能訓練による患者のリハビリテーションを行うこと。

二 心理検査及び心理療法並びに義肢装具の適合訓練を行うこと。

(臨床研究開発部の所掌事務)

第六百七十九条 臨床研究開発部は、病院の所掌事務のうち、診療及び機能回復訓練に関する技術の開発並びに臨床研究に関すること(研究所の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(薬剤科の所掌事務)

第六百八十一条 薬剤科は、病院の所掌事務のうち、医薬品、医薬部外品その他衛生用品の検査、保管及び出納、調剤並びに医薬品に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

(看護部の所掌事務)

第六百八十二条 看護部は、病院の所掌事務のうち、看護に関する事務をつかさどる。

(障害者健康増進・運動医学支援センター)

第六百八十三条 障害者健康増進・運動医学支援センターは、病院の所掌事務のうち、次に掲げる事務をつかさどる。

一 障害者の健康の増進を目的として総合的な健診及び生活習慣病の予防を行うこと。

二 障害者の身体機能の向上を目的として運動医学の知見を活用した支援を行うこと。

(研究所の所掌事務)

第六百八十四条 研究所は、障害者のリハビリテーションに関し、調査及び研究を行うことをつかさどる。

(研究所長)

第六百八十五条 研究所に、研究所長を置く。

2 研究所長は、研究所の事務を掌理する。

(研究所に置く部等)

第六百八十六条 研究所に、次の七部及び企画調整官一人を置く。

1 脳機能系障害研究部

2 運動機能系障害研究部

3 感覚機能系障害研究部

4 福祉機器開発部

5 障害工学研究部

6 障害福祉研究部

7 義肢装具技術研究部

(脳機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十七条 脳機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、脳機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(運動機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十八条 運動機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、運動機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(感覚機能系障害研究部の所掌事務)

第六百八十九条 感覚機能系障害研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、感覚機能障害に関する調査及び研究を行うこと(障害工学研究部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(福祉機器開発部の所掌事務)

第六百九十条 福祉機器開発部は、障害者のリハビリテーションに関し、機能障害に関する生体工学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(障害福祉研究部の所掌事務)

第六百九十二条 障害福祉研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、社会適応に関する社会的及び心理学的調査及び研究を行うことをつかさどる。

(義肢装具技術研究部の所掌事務)

第六百九十三条 義肢装具技術研究部は、障害者のリハビリテーションに関し、義肢装具の製作及び修理のための技術に関する調査及び研究を行うことをつかさどる。

(企画調整官の職務)

第六百九十四条 企画調整官は、命を受けて、研究所の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(学院の所掌事務)

第六百九十五条 学院は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 障害者のリハビリテーションに関し、技術者の養成及び訓練を行うこと。

2 障害児の保護及び指導に従事する職員の養成及び研修を行うこと(国立福祉型障害児入所施設の所掌に属するものを除く。)

(学院長及び主幹)

第六百九十六条 学院に、学院長及び主幹一人を置く。

2 学院長は、学院の事務を掌理する。

3 主幹は、学院長を助け、学院の事務を整理する。

(第六百九十七条から第七百五条まで 削除)

第三節 地方支分部局

第一款 地方厚生局

(地方厚生局の管轄区域の特例)

第七百五条の二 厚生労働大臣は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他の医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第二 厚生労働大臣は、国民健康保険組合の行う業務についての指導に関する事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、当該国民健康保険組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局以外の地方厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができるものである。

第三 厚生労働大臣は、第七百七条第一項第二十二号、第二十三号及び第二十五号から第二十八号までに掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に対して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

第四 厚生労働大臣は、第七百八条各号に掲げる事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、関東信越厚生局及び近畿厚生局に對して、その管轄区域の定めにかかわらず当該事務を行わせることができる。

(総務管理官)

第七百六条 地方厚生局に、それぞれ総務管理官一人を置く。

2 総務管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(指導総括管理官)

第七百六条の二 地方厚生局に、それぞれ指導総括管理官一人(関東信越厚生局にあつては、二人)を置く。

2 指導総括管理官は、命を受けて、地方厚生局の所掌事務(管理課、医療課、調査課、指導監査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するものに限る。)の所掌に属するものに限る。)に関する重要な事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

(障害工学研究部の所掌事務)

五十五 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十一条第一項に規定する保護施設については、都道府県、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七条号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関すること。

五十六 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関するること。

五十七 削除

五十八 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。

五十九 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

六十一 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく高等学校又は中等教育学校（以下「高等学校等」という。）の監督に関すること。

六十二 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）に関すること。

六十三 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第二号）第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成二十年文部科学省・厚生労働省令第三号）第十一条の規定による名簿の受理に関すること。

六十四 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。

六十五 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。

六十七 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。

六十九及び七十 削除

七十一 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関すること。

七十二 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行つた者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第二百十号。以下「医療観察法」という。）第六条第二項の精神保健判定医及び医療觀察法第十五条第一項の精神保健參與員に関すること。

七十三 医療觀察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療觀察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。

七十四 医療觀察法第四十三条第三項（医療觀察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療觀察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療觀察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療觀察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。

七十五 地域包括ケアシステムの構築の支援に関すること。

七十六 削除

七十七 健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。

七十八 の二 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

七十九 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。

八十 健康保険組合の行う業務の監督に関すること。

八十一 国民年金基金の監督に関すること。

八十二 確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

八十三 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること。

八十四 地方厚生局に置く事務

第七百八条 麻薬取締部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関すること。

二 麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として行う職務の実施に関すること。

三 麻薬等に係る国際捜査共助の実施に関すること。

四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りの実施に関すること。

（地方厚生局に置く事務）

第七百九条 地方厚生局に、健康福祉部及び麻薬取締部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

一 総務課

企画調整課
年金指導課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金調整課（関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局に限る。）
年金管理課（北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局に限る。）
年金審査課

二 管理課

医療課
調査課
特別指導第一課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
特別指導第二課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）
指導監査課（北海道厚生局を除く。）
（総務課の所掌事務）

三 第七百十条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 地方厚生局の機構及び定員に関すること。

三 地方厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

四 地方厚生局の機構及び定員に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 地方厚生局の保有する情報の公開に関すること。

七 地方厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。

八 地方厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。

九 地方厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十 地方厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十一 庁内の管理に関すること。

十二 地方厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十三 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、

診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。

十四 前各号に掲げるもののほか、地方厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（企画調整課の所掌事務）

第七百十条の二 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する事務。

二 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関する事務。

三 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事務（技術的事項に関する事務を除く。）。

四 地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

（年金指導課の所掌事務）

第七百十条の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、管理課、医療課、

調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び分室（第七百三十五条の二に規定するもの（関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。）に限る。）の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関する事務。

二 日本年金機構が行う滞納処分等（国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法（昭和三十四年法律第四百四十七号）第一百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第一百四十二条の二の規定による物件の留置き並びに同法第一百四十二条の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十条の二の四において同じ。）に係る認可に関する事務。

三 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員並びに健康保険法の規定による保険料、船員保険法の規定による保険料、厚生年金保険法の規定による保険料、国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）の規定による保険料、子ども・子育て支援法の規定による拠出金（同法第六十九条第一項第一号に掲げる事業主に係るものに限る。第九号において同じ。）、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三百三十一号）の規定による特例納付保険料及びその他これら法律及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「保険料等」という。）の収納を行う職員の認可に関する事務。

四 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関する結果の報告に関する事務。

五 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関する事務。

六 日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委託された事務を行うことが困難又は不適當となつた場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関する事務。

七 前六号に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関する事務。

八 健康保険料等の納付の猶予等に関する事務。

九 社会保険労務士に関する事務（社会保険労務士法別表第二第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

十 年金委員に関する事務。

十一 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に関する事務。

十二 国民年金法第三百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関する事務。

十三 国民年金法第三百九条の二第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関する事務。

十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。

活者支援給付金の支給に関する法律の規定による徴収金（以下この条及び第七百十条の二の四において「健康保険料等」という。）の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第四十六条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による健康保険料等の納付の猶予の取消しをいう。第七百十条の二の四において同じ。）に関する事務。

十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十一 社会保険労務士に関する事務（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第二号1に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。

十二 年金委員に関する事務。

十三 政府が管掌する国民年金事業、全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づく事業の実施に關し市町村が処理する事務に関する事務。

十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関する事務。

十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

二十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

三十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十三 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十四 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十五 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十六 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十七 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十八 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

四十九 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十一 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

五十二 政府が管掌する国民年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に関する事務（社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に関する事務を除く。）。

- 十五 政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に關すること
 (社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に關することを除く)。
 (年金審査課の所掌事務)
- 第七百十条の二の五 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に關する記録の訂正の請求に關すること並びにこれに關する調査に關すること。
 - 二 地方年金記録訂正審議会の庶務に關すること。
 - (管理課の所掌事務)
- 第七百十条の三 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に關すること。
 - 二 租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第三十九条の二十五第一項第一号並びに法人税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十二号)第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に關すること。
 - 三 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に關すること。
 - 四 後期高齢者医療制度において市町村が處理する事務についての指導に關すること。
 - 五 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に關すること。
 - 六 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務(介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。)についての指導に關すること。
 - 七 社会保険診療報酬支払基金の行う業務(高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。)の監督に關すること。
 - 八 指導監査課(北海道厚生局にあつては、医療課及び地方厚生局の管轄区域内の分室(第七百三十五条の一に規定するもの(関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室を除く。)に限る。)の所掌事務の運営に關すること)。
 - (医療課の所掌事務)
- 第七百十条の四 北海道厚生局の医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。**
- 一 医療監視員に關すること。
 - 二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十号)第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。
 - 四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。
 - (地域医療保険監査指導官)
- 第七百十条の五 東海北陸厚生局及び九州厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官三人(東海北陸厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、九州厚生局にあつては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、東北厚生局、関東信越厚生局及び近畿厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、北海道厚生局及び中国四国厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官一人を置く。**
- 第七百十条の六 地域医療保険監査指導官は、命を受けて、第七百十条の三第三号から第六号までに掲げる事務を行ふ。**
- 一 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 二 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行ふ必要があると認めた特定事項に關する監督に關すること。
 - 三 次に掲げる事務(医療課の所掌に属するものを除く。)のうち、地方厚生局長が必要あると認めた特定事項に關すること。
 - イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - ロ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業訴訟に關する事務の調整に關すること。

- 十五 政府管掌年金事業等の実施において、厚生労働大臣のした処分に係る相談に關すること
 (社会保険審査官の取り扱う審査請求の事件に關することを除く)。

- 第七百十条の四の二 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。**

- 一 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に關する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に關すること。
- 二 地方厚生局の所掌事務(健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金指導課、年金調整課、年金管理課、年金審査課及び分室(第七百三十五条の二に規定するもののうち、関東信越厚生局第五分室、第七分室及び第九分室に限る。)の所掌に属するものを除く。)に関する総合調整に關すること。

- 第七百十条の五 特別指導第一課及び特別指導第二課の所掌事務**
- 第七百十条の六 特別指導第一課及び特別指導第二課は、保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に關する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行ふ必要があると認めた特定事項に關する監督に關すること。**
- 第七百十条の七 削除**

- 第七百十条の七 指導監査課は、次に掲げる事務のうち、地方厚生局の所在する府県の区域に係るものを行ふ。**
- 一 医療監視員に關すること。
 - 二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。
 - 三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行ふこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

- 第七百十条の八 東海北陸厚生局及び九州厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官三人(東海北陸厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、九州厚生局にあつては、うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、東北厚生局、関東信越厚生局及び近畿厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官二人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、北海道厚生局及び中国四国厚生局の管理課に、それぞれ地域医療保険監査指導官一人を置く。**
- 第七百十条の九 医療課に、上席医療指導監視監査官二人(北海道厚生局にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、東北厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。**

- 第七百十条の九 (上席医療指導監視監査官)**
- 第七百十条の九 医療課に、上席医療指導監視監査官二人(北海道厚生局にあつては、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとし、東北厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあつては、うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。**
- イ 医療監視員に關すること。**
- ロ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に關する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと。**
- ハ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の担当者に対する監督を行ふこと。**
- 二 次に掲げる事務のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に關すること。**
- 二 次に掲げる事務のうち、地方厚生局長が必要があると認めた特定事項に關すること。**

2 上席医療指導監視監査官は、北海道厚生局にあつては、命を受けて、第七百十条の四第一項各号に掲げる事務を、東北厚生局、関東信越厚生局、東海北陸厚生局、近畿厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局にあっては、命を受けて、第七百十条の四第二項各号に掲げる事務を行う。

第七百十一条 健康福祉部に置く課等

(健康福祉部に置く課等)

第七百十二条 健康福祉部に、次に掲げる課を置く。

健康福祉課

医事課

薬事監視指導課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

食品衛生課

地域包括ケア推進課

企業年金課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

保険課（関東信越厚生局及び近畿厚生局に限る。）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に係ること。

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業等経営強化法その他の法令に係る厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に係ること（これらの事業の監督に関する事務に限る。）。

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の監督、同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）及び同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関する事務。

三の二 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定及び監督に関する事務。

四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関する事務。

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十四項に規定する三種病原体等又は同条第二十五項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関する事務。

六 クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関する事務。

七 クリーニング師の試験に関する学力の認定に関する事務。

八 削除

八の一 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関する事務。

九 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関する事務。

十 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関する事務。

十一 児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関する事務。

十二 主任児童委員の指名に関する事務。

十三 削除

十四 母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関する事務。

十五から十八まで 削除

十九 都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（ただし、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関する事務。

二十 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条第一項に規定する指定介護機関の指定及び監督に関する事務。

二十一 削除

二十二 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関する事務。

二十三の二 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十四の三 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十五の四 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関する事務。

二十二の五 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る。）に関する事務。

二十二の六 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関する事務。

二十二の七 社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関する事務。

二十三 児童福祉法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事務。

二十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関する事務。

二十四の二 児童福祉法第五十七条の三の三第一項、第三項、第四項及び第六項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。

二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関する事務。

二十五の二 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る。）の指定及び監督に関する事務。

二十五の三 厚生労働省設置法第十八条第二項の規定により地方厚生局が分掌することとされた事務に関する地方公共団体との連絡調整に関する事務。

二十六 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務（医事課、地域包括ケア推進課、企業年金課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）。

第七百十三条 削除

(医事課の所掌事務)

第七百十四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 因由の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関する事務。

二 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する事務。

二の二 再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関する事務。

- 二の二の二 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。
- 二の二の三 再生医療等安全性確保法第三十五条第一項の規定による特定細胞加工物の製造の届出並びに特定細胞加工物の製造をする者の監督に関すること。
- 二の三 臨床研究法第五条第一項に規定する実施計画の提出及び臨床研究を実施する者の監督に関すること。
- 二の三の二 臨床研究法第二十三条第一項の規定による臨床研究審査委員会の認定及び認定臨床研究審査委員会の監督に関すること。
- 二の三の三 臨床研究法第三十五条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。
- 二の四 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に関すること。
- 二の五 災害時における医療の確保の支援に関すること。
- 三 医師の確保に関すること。
- 三の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。
- 四 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- 五 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 六 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 七 看護師の特定行為研修に関すること。
- 八 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- 九 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 十 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- 十一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関すること。
- 十二 薬事監視員に関すること。
- 十三 毒物監視員に関すること。
- 十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 十六 看護師の特定行為研修に関すること。
- 十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- 十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- 十九 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- 二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。
- （薬事監視指導課の所掌事務）
- 第七百四十四条の二** 薬事監視指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 医薬品（体外診断用医薬品を除く。）及び再生医療等製品の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- 二 毒物及び劇物の取締りに関すること。
- 三 不良な医薬品等又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- 四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関すること。
- 五 薬事監視員に関すること。
- 六 毒物監視員に関すること。
- （食品衛生課の所掌事務）
- 第七百五十五条** 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 健康増進法第六十六条第三項において準用する同法第六十一条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- 二 削除
- 三 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- 四 食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- 五 生医療等委員会の監督に関すること。
- 六 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 七 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 八 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 九 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十一 医療の普及及び啓発に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 十二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。
- 十三 医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- 十四 医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- 十五 行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- 十六 看護師の特定行為研修に関すること。
- 十七 医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- 十八 医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- 十九 医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他の医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- 二十 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。

- （食品衛生課の所掌事務）
- 第七百五十五条** 食品衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。
- 二 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること。
- 三 再生医療等安全性確保法第四条第一項に規定する再生医療等提供計画の提出及び再生医療等を提供する医療機関の監督に関すること。
- 四 再生医療等安全性確保法第二十六条第一項の規定による再生医療等委員会の認定及び認定再生医療等委員会の監督に関すること。

9 自立支援指導官は、命を受けて、第七百十二条第二十四条号の二及び第二十五条号に掲げる事務を行ふ。

第七百二十三条 削除

(薬事監視専門官)

第七百二十四条 北海道厚生局、東北厚生局、東海北陸厚生局、中国四国厚生局及び九州厚生局の医事課に、それぞれ薬事監視専門官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、関東信越厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官七人を、近畿厚生局の薬事監視指導課に、薬事監視専門官五人を置く。

2 医事課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第八号から第十三号までに掲げる事務を、薬事監視指導課の薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条の二各号に掲げる事務を行う。

(上席地域包括ケア推進官及び地域包括ケア推進官)
第七百二十五条 地域包括ケア推進課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 北海道厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を、上席地域包括ケア推進官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官二人

二 関東信越厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人

ロ 地域包括ケア推進官一人

三 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官二人

三 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席地域包括ケア推進官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 地域包括ケア推進官一人

第四百二十六条 刪除

(上席社会保険監査指導官)

第七百二十七条 保険課に、上席社会保険監査指導官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)を置く。

2 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十六条各号に掲げる事務を行う。

3 地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百十五条の二各号に掲げる事務を行う。

第四百二十七条 刪除

(上席社会保険監査指導官)

第七百二十七条の二 企業年金課に、次に掲げる事務を行ふ。

1 上席社会保険監査指導官三人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ハ 企業年金監査官八人(うち二人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 近畿厚生局 次に掲げるもの

イ 上席社会保険監査指導官一人

ハ 企業年金監査官三人(うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

2 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十七条各号に掲げる事務を行い、並びに社会保険監査指導官及び企業年金監査官の行う事務を整理する。

4 3 社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百十七条第一号に掲げる事務を行う。
企業年金監査官は、命を受けて、第七百十七条第二号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の三 保険年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一 北海道厚生局 次に掲げるもの

イ 上席社会保険監査指導官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

ロ 企業年金監査官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの

イ 上席社会保険監査指導官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東海北陸厚生局、東北厚生局及び九州厚生局 次に掲げるもの

イ 上席社会保険監査指導官二人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

二 東海北陸厚生局、東北厚生局及び中国四国厚生局 次に掲げるもの

イ 上席社会保険監査指導官一人(関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。)

(調査総務課の所掌事務)

第七百二十九条 調査総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬取締官の養成及び研修に関する事務（鑑定課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 三 麻薬等並びに医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務（検査第一課及び検査第二課又は検査課、特別検査課、密輸対策課、サイバーチェック課、国際情報課、鑑定課、情報管理分析課並びに情報官、鑑定官、密輸対策官及び密輸対策・情報官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務（検査第一課及び検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 前各号に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）に関する情報の収集及び分析に関する事務。

第七百二十九条の二 削除

（検査第一課の所掌事務）

第七百三十条 検査第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の検査に関する事務（特別検査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十一条 検査第二課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪を除く。）の検査に関する事務（特別検査課の所掌事務）

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（麻薬及び向精神薬取締法及び医薬品医療機器等法に違反する罪に限る。）の検査に関する事務（特別検査課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十二条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（組織的な犯罪その他特定のものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十三条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び模造に係る医薬品に関する取締りの実施に関する事務。
- 三 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の輸入の確認に関する取締りに関する事務。

第七百三十四条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 東海北陸厚生局、近畿厚生局及び九州厚生局の情報官は、前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行ふ。

第七百三十五条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 前項に規定する事務のほか、第七百三十三条各号に掲げる事務を行ふ。

第七百三十六条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 二 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十七条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 密輸対策課の所掌事務
- 二 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十八条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 密輸対策課の所掌事務
- 二 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十九条 検査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 密輸対策課の所掌事務
- 二 密輸・広域事犯管理官の職務

(鑑定課の所掌事務)

第七百三十三条の二 鑑定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関する事務。
- 二 麻薬取締官の養成及び研修に関する事務（麻薬等、医薬品医療機器等法に規定する指定薬物及び覚醒剤原料の鑑定に関するものに限る。）。

第七百三十三条の三 情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する事務をつかさどる。

- 一 麻薬取締官の養成及び研修に関する事務（DNA型鑑定に関するものに限る。）。
- 二 関東信越厚生局の鑑定課は、前項に規定する事務のほか、次に掲げる事務をつかさどる。

第七百三十三条の四 情報管理分析課は、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の検査に関する事務をつかさどる。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務をつかさどる。
- 2 密輸対策官の職務

第七百三十四条の二 鑑定官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務を行ふ。

- 1 密輸対策官の職務
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十四条の三 鑑定官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務を行ふ。

- 1 密輸対策官の職務
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十四条の四 密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。

- 1 密輸対策官の職務
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十四条の五 密輸対策・情報官は、命を受けて、次に掲げる事務を行ふ。

- 1 密輸対策官の職務
- 2 密輸・広域事犯管理官の職務

第七百三十四条の六 関東信越厚生局の調査総務課に調査総務調整官一人を置く。

- 1 密輸対策官は、命を受けて、麻薬取締官の養成及び研修の企画及び調整に関する事務を行ふ。
- 2 密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

第七百三十四条の七 関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を、近畿厚生局及び九州厚生局の密輸対策課にそれぞれ密輸対策官三人を置く。

- 1 密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の検査に関する事務を行ふ。
- 2 密輸対策課の所掌に属するものを除く。）。

(総務課の所掌事務)

第七百四十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

三 削除

- 一 機密に關すること。
- 二 支局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に關すること。
- 三 四国厚生支局長の官印及び支局印の保管に關すること。
- 四 支局の機構及び定員に關すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に關すること。
- 六 支局の保有する情報の公開に關すること。
- 七 支局の保有する個人情報の保護に關すること。
- 八 支局の所掌事務に關する総合調整に關すること（企画調整課及び管理課の所掌に屬するものを除く）。
- 九 支局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に關すること。
- 十 支局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に關すること。
- 十一 庁内の管理に關すること。
- 十二 支局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
- 十三 削除
- 十四 医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に關する庶務を行うこと。
- 十五 エネルギーの使用の合理化等に關する法律、資源の有効な利用の促進に關する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に關する法律、中小企業等經營強化法その他の法令に關する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の発達、改善及び調整に關すること（これらの事業の監督に關する）に限る）。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、支局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。（企画調整課の所掌事務）

- 二十二 生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に關すること。
- 二十三 民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に關すること。
- 二十四 社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 二十五 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号まで及び第五号及び第四十条第二項第二号に規定する学校（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 二十六 社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第四号及び附則第九条第一項各号の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に關すること。
- 二十七 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び同令第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校の設置者に係るものに限る）に關すること。
- 二十八 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十三条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に關する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に關すること。
- 二十九 社会福祉に關する科目を定める省令第五条の規定による確認に關すること。
- 三十 削除
- 三十一 及び三十二 削除
- 三十三 精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等（文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定に係る学校に限る）の指定及び監督に關すること。
- 三十四 支局の所掌事務に係る補助金等の交付に關すること（地域包括ケア推進課及び保険年金公団体その他の關係者との連絡調整に關すること（企画調整課の所掌に属するものを除く）。

- 三十三の三 厚生労働省設置法第十九条第二項の規定により地方厚生支局が分掌することとされた事務に關する地方公共団体との連絡調整に關すること。
- 三十三の二 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に關する地方公共団体その他の關係者との連絡調整に關すること（企画調整課の所掌に属するものを除く）。

- （健康福祉課の所掌事務）
- 第七百四十二条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対応に關する総括に關すること。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る）に關すること。
- （年金管理課の所掌事務）
- 第七百四十三条 年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
- （年金審査課の所掌事務）
- 第七百四十四条 年金審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 政府が管掌する厚生年金保険及び国民年金の被保険者等に關する記録の訂正の請求に關すること。
- 二 地方年金記録訂正審議会の庶務（地方年金記録訂正審議会に置かれる部会に係る部分に限る）に關すること。
- （年金管理課の所掌事務）
- 第七百四十五条 健康福祉課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。
- （地域包括ケア推進課の所掌事務）
- 第七百四十六条 健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地域医療構想の達成に向けた取組の推進に關すること。
- 二 医師の確保に關すること。

二の二 医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に關すること。

三 削除

- 四 安ん摩マッサージ指圧師の養成施設、安ん摩マッサージ指圧師及びはり師の養成施設、安ん摩マッサージ指圧師及びきゅう師の養成施設並びにあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の養成施設の認定及び監督に關すること。
- 五 及び六 削除
- 七 栄養士養成施設及び管理栄養士養成施設の指定及び監督に關すること。
- 八 から十まで 削除
- 九 クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に關すること。
- 十 クリーニング師の試験に關する学力の認定に關すること。
- 十一 から十九まで 削除
- 十二 主任児童委員の指名に關すること。
- 十三 から十九まで 削除
- 十四 削除
- 十五 削除
- 十六 削除
- 十七 削除
- 十八 から十まで 削除
- 十九 から十九まで 削除
- 二十 から十九まで 削除
- 二十一 から十九まで 削除
- 二十二 から十九まで 削除
- 二十三 から十九まで 削除
- 二十四 から十九まで 削除
- 二十五 から十九まで 削除
- 二十六 から十九まで 削除
- 二十七 から十九まで 削除
- 二十八 から十九まで 削除
- 二十九 から十九まで 削除
- 三十 から十九まで 削除
- 三十一 から十九まで 削除
- 三十二 から十九まで 削除
- 三十三 から十九まで 削除
- 三十四 から十九まで 削除

二 支局の所掌事務に係る補助金等の交付に関する事務（地域包括ケアシステムの構築に関するものに限る）。

第七百四十四条 削除 (保険年金課の所掌事務)

第七百四十五条 保険年金課は、第七百五十八条各号に掲げる事務をつかさどる。

(管理課の所掌事務)

第七百四十五条の二 削除 (保険年金課の所掌事務)

第七百四十五条の二 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関する事務。

二 後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関する事務。

三 後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関する事務。

四 後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関する事務。

五 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関する事務。

六 社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関する事務。

七 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室（第七百五十九条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関する事務。

（医療課の所掌事務）

第七百四十五条の三 医療課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指導監査課及び支局の管轄区域内の分室（第七百五十九条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関する事務。

二 次に掲げる事務のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関する事務。

イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ハ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

（調査課の所掌事務）

第七百四十五条の四 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する調査、情報の管理及び分析並びにその結果の提供に関する事務。

二 支局の所掌事務（麻薬取締部、総務課、企画調整課、年金管理課、年金審査課、健康福祉課及び保険年金課の所掌に属するものを除く。）に関する訴訟に係る事務の調整に関する事務。

三 次に掲げる事務（医療課の所掌に属するものを除く。）のうち、四国厚生支局長が必要があると認めた特定事項に関する事務。

イ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ロ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

（指導監査課の所掌事務）

第七百四十五条の五 指導監査課は、次に掲げる事務のうち、支局の所在する県の区域に係るものについての監督を行うこと。

一 医療監視員に関する事務。

二 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

三 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行ふこと。

の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行うこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。 (医事管理調整官)

第五百四十五条の五の二 健康福祉課に、医事管理調整官一人を置く。

（上席地域包括ケア推進官）

第五百四十五条の六 健康福祉課に、上席地域包括ケア推進官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び地域包括ケア推進官一人を置く。

（上席地域包括ケア推進官の行う事務を整理する。）

三 地域包括ケア推進官は、命を受けて、第七百四十三条各号に掲げる事務を行う。

（上席社会保険監査指導官）

第五百四十六条 保険年金課に、上席社会保険監査指導官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び企業年金監査官一人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

（上席社会保険監査指導官の行う事務を整理する。）

2 上席社会保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百五十八条各号に掲げる事務を行ふ。

3 企業年金監査官は、命を受けて、第七百四十五条に規定する第七百五十八条第五号に掲げる事務を行ふ。

（地域医療保険監査指導官）

第五百四十六条の二 管理課に、地域医療保険監査指導官一人を置く。

（地域医療保険監査指導官の行う事務を整理する。）

2 地域医療保険監査指導官は、命を受けて、第七百四十五条の二第二号から第五号までに掲げる事務を行ふ。

3 前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

（麻薬取締部に置く課等）

第五百四十七条 麻薬取締部に、調査総務課及び捜査課を置く。

（調査総務課の所掌事務）

2 前項に掲げる課のほか、麻薬取締部に、鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。

（捜査課の所掌事務）

3 捜査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。

（密輸対策・情報官の職務）

三 第七百五十一条 密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。

（鑑定官の職務）

2 第七百五十一条の二 鑑定官は、命を受けて、第七百三十四条の二に規定する事務を行う。

（支局に置く分室）

三 第七百五十二条 支局の所掌事務（次に掲げるものに限る。）を分掌させるため、所要の地に、分室を置く。

1 医療監視員に関する事務。

2 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（四国厚生支局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

3 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと並びに生活保護法施行規則第十条第六項の規定による申請の経由並びに同令第十四条第三項及び第十五条第二項の規定による届出の経由に係る事務を行ふこと。

四 地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。	八百五号。以下「整備法」という。に基づく特別保険料（以下「特別保険料」という。）及び一般拠出金の額の決定に関する事務。
2 分室の名称、位置及び管轄区域は、別表第三の三のとおりとする。 (九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務)	十一 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に関する事務。
第七百五十二条 九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第一項第九号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るもの分掌する。 (九州厚生局沖縄麻薬取締支所に置く課等)	十二 前二号に掲げるもののほか、労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務。
第七百五十三条 九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、捜査課及び調査総務室を置く。 2 前項に掲げる課及び室のほか、九州厚生局沖縄麻薬取締支所に、薬事監視専門官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）並びに鑑定官及び密輸対策・情報官それぞれ一人を置く。 (捜査課の所掌事務)	十三 労働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関する事務。
第七百五十四条 捜査課は、第七百三十二条に規定する事務をつかさどる。 (調査総務室の所掌事務)	十四 労働保険事務組合の業務に係る監督に関する事務。
第七百五十四条の二 調査総務室は、第七百二十九条各号に掲げる事務をつかさどる。 (薬事監視専門官)	十五 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
第七百五十五条 鑑定官は、命を受けて、第七百三十四条の二に規定する事務を行う。	十六 東京労働局の総務部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十五号に掲げる事務をつかさどる。 (労働保険徴収部の所掌事務)
第七百五十七条 密輸対策・情報官は、命を受けて、第七百三十四条の四に規定する事務を行う。	十七 第七百六十条 労働保険徴収部は、前条第一項第九号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。
第二款 都道府県労働局	一 都道府県労働局の所掌事務に於ける総合的かつ基本的な政策の企画及び立案の調整に関する事務。
（都道府県労働局に置く部等）	二 都道府県労働局の所掌事務に関する政策の企画及び立案の調整に関する事務。
第七百五十八条 都道府県労働局に、次に掲げる部及び室を置く。	三 広報に関する事務。
総務部	四 総合的な労働相談に関する事務。
雇用環境・均等部（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大坂労働局、兵庫労働局及び福岡労働局に限る。）	五 個別労働関係争の解決の促進に関する事務。
雇用環境・均等室（北海道労働局、埼玉労働局、東京労働局、神奈川労働局、愛知労働局、大坂労働局、兵庫労働局及び福岡労働局を除く。）	六 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に関する事務の調整に関する事務。
労働基準部	七 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に関する事務（労働基準法及び最低賃金法（昭和三十四年法律第二百三十七号）の施行に関する事務）並びに労働基準監督官の行う監督に関する事務。
職業安定部	八 労働能率の増進に関する事務。
労働基準部	九 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する事務。
前項の部及び室のほか、東京労働局に労働保険徴収部及び需給調整事業部を、愛知労働局及び大阪労働局に需給調整事業部を置く。	十 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に関する事務。
（総務部の所掌事務）	十一 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に関する事務。
第七百五十九条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。	十二 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務。
一 都道府県労働局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。	十三 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に関する事務。
二 都道府県労働局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。	十四 家族労働問題及び家事使用人に関する事務。
三 都道府県労働局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。	十五 女性労働者に特殊な労働条件に関する事務（労働基準監督官の行う監督に関する事務）。
四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。	十六 女性労働者の特性に係る労働問題に関する事務。
五 都道府県労働局の所掌事務に於ける総合調整に関する事務。	十七 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に関する事務。
六 都道府県労働局の保有する情報の公開に関する事務。	（雇用環境・均等室の所掌事務）
七 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に関する事務。	一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事務。
八 都道府県労働局の保有する個人情報の保護に関する事務。	二 児童の使用の禁止に関する事務。
九 労働保険の保有する個人情報の保護に関する事務。	三 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する事務。
十 労働保険料、失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第二百三十七号）に規定する事務。	

十一 劳働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に関する事務。	八百五号。以下「整備法」という。に基づく特別保険料（以下「特別保険料」という。）及び一般拠出金の額の決定に関する事務。
十二 前二号に掲げるもののほか、労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務。	十一 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に関する事務。
十三 劳働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関する事務。	十二 前二号に掲げるもののほか、労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徴収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務。
十四 劳働保険事務組合の業務に係る監督に関する事務。	十三 劳働保険特別会計の徴収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関する事務。
十五 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。	十四 劳働保険事務組合の業務に係る監督に関する事務。
十六 東京労働局の総務部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十五号に掲げる事務をつかさどる。	十五 前各号に掲げるもののほか、都道府県労働局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
十七 第七百六十条 劳働保険徴収部は、前条第一項第九号から第十四号までに掲げる事務をつかさどる。	十六 東京労働局の総務部は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第八号まで及び第十五号に掲げる事務をつかさどる。
（労働保険徴収部の所掌事務）	十七 第七百六十一条 労働基準部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関する事務。	一 労働基準部の所掌事務
二 （雇用環境・均等部及び雇用環境・均等室の所掌事務）	二 （雇用環境・均等部の所掌事務）
三 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する事務。	三 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関する事務。

- 2 愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徵収課は、前項の規定にかかわらず、同項第四号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）、第五号（労働保険適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）及び第七号に掲げる事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるもののほか、愛知労働局及び大阪労働局の総務部の労働保険徵収課にあっては、労働保険徵収課及び労働保険適用・事務組合課の所掌事務に関する調整に關する事務をつかさどる。
- （労働保険適用・事務組合課の所掌事務）
- 第七百六十九条** 労働保険適用・事務組合課は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事務、同項第四号及び第五号に掲げる事務で労働保険事務組合に係るもの並びに同項第六号に掲げる事務、業務をつかさどる。
- 第七百七十条及び第七百七十二条** （労働保険徵収室の所掌事務）
- 労働保険徵収室は、第七百六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事務並びに労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徵収室の所掌事務の実施状況の監察に關する事務をつかさどる。
- （総務調整官の職務）
- 第七百七十三条** 労働保険徵収部は、命を受けて、総務部の所掌事務に関する重要事項に係るもの を総括整理する。
- （総務企画官）
- 第七百七十四条** 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 総務企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する特定事務の企画及び立案並びに調整に當たる。
- （労働保険徵収部に置く課）
- 第七百七十五条** 徵収課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- （適用・事務組合課）
- 第七百七十六条** 徵収課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 労働保険徵収部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 2 労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他徵収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徵収金の徵収及び經理に關すること（適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 労働保険特別会計の徵収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徵収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること（適用・事務組合課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 労働基準監督署及び公共職業安定所における労働保険徵収部の所掌事務の実施状況の監察に關すること。
- （適用・事務組合課の所掌事務）
- 第七百七十七条** 適用・事務組合課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 1 労働保険の保険關係の成立及び消滅に關すること。
- 2 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の額の決定に關すること。
- 3 労働保険料、特別保険料及び一般拠出金の充当及び還付に關すること。
- 4 前二号に掲げるもののほか、労働保険事務組合に係る労働保険料、特別保険料、一般拠出金その他の徵収法及び整備法並びに石綿健康被害救済法に基づく徵収金の徵収及び經理に關すること。
- 5 労働保険事務組合に係る労働保険特別会計の徵収勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徵収及び同勘定に係る保管金の取扱いに關すること。
- 6 労働保険事務組合の業務に係る監督に關すること。
- （雇用環境・均等部に置く課）
- 第七百七十六条** 雇用環境・均等部に、次に掲げる課を置く。

企画課
指導課

- 第七百七十六条の二** 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 都道府県労働局の所掌事務に關する総合的かつ基本的な政策の企画及び立案に關すること。
- 二 都道府県労働局の所掌事務に關する政策の企画及び立案の調整に關すること。
- 三 雇用環境・均等部の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 四 広報に關すること。
- 五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に關する法律の規定に基づく使用者による障害者虐待の防止に關する事務の調整に關すること。
- 六 労働契約最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に關する事務の企画及び立案に關すること（労働基準法及び最低賃金法の施行に關すること並びに労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。
- 七 労働能率の増進に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 八 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 九 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十一 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十二 在宅就労その他の多様な就業形態を選択する者に係る対策に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十三 家族労働問題及び家事使用人に関する事務の企画及び立案に關すること。
- 十四 女性労働者に特殊な労働条件に關する事務の企画及び立案に關すること（労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）。
- 十五 女性労働者の特性に係る労働問題に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十六 労働に関する女性の地位の向上その他労働に関する女性問題に關する事務の企画及び立案に關すること。
- 十七 前各号に掲げるもののほか、雇用環境・均等部の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。
- （指導課の所掌事務）
- 第七百七十六条の三** 指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 総合的な労働相談に關すること。
- 二 個別労働關係紛争の解決の促進に關すること。
- 三 労働契約、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件に關する事務の実施に關すること。
- （労働基準法及び最低賃金法の施行に關すること並びに労働基準監督官の行う監督に關することを除く。）
- 四 労働能率の増進に關する事務の実施に關すること。
- 五 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に關する事務の実施に關すること。
- 六 職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題に關する事務の実施に關すること。
- 七 育児又は家族介護を行う労働者の福祉の増進その他の労働者の家族問題に關する事務の実施に關すること。
- 八 短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に關する事務の実施に關すること。

- 八 政府が管掌する雇用保険事業に関する事務（総務部（東京労働局にあつては、労働保険徴収部）の所掌に属するものを除く。）。
- 九 雇用保険法の規定に基づく徴収金の徴収及び経理に関する事務。
- 十 労働保険特別会計の雇用勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関する事務。
- 十一 国家公務員その他の国会の議決を経た歳出予算によつて給与が支給される者に対し雇用保険法に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に関する事務。
- 十二 公共職業安定所における職業安定部の所掌事務の実施状況の監察に関する事務（雇用保険課の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、職業安定部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- 2 東京労働局及び大阪労働局の職業安定部の職業安定課は、前項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務を除く。）、第十二号及び第十三号に掲げる事務、職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。
- 3 北海道労働局、宮城労働局、埼玉労働局、千葉労働局、神奈川労働局、静岡労働局、愛知労働局、京都労働局、兵庫労働局、広島労働局及び福岡労働局の職業安定部の職業安定課は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号まで、第五号（学校卒業者その他これに類する者の雇用管理の改善に関する事務を除く。）及び第八号から第十三号までに掲げる事務、職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務並びに青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務をつかさどる。
- （職業対策課の所掌事務）
- 第七百八十七条 雇用保険課は、前条第一項第八号から第十一号までに掲げる事務をつかさどる。
- （雇用保険課の所掌事務）
- 第七百八十八条 職業対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 高年齢者の職業の安定に関する事務。
 - 二 障害者の職業の安定に関する事務。
 - 三 地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務。
 - 四 失業対策に関する事務。
 - 五 駐留軍関係離職者、漁業離職者及び一般旅客定期航路事業等離職者の雇用機会の確保に関する事務。
 - 六 炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の雇用機会の確保に関する事務。
 - 七 前二号に掲げるもののほか、就職が困難な者の就職の促進その他の雇用機会の確保に関する事務。
 - 八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善に関する事務。
 - 九 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関する事務。
 - 十 前二号に掲げるもののほか、雇用管理の改善に関する事務（需給調整事業部並びに職業安定課及び需給調整事業課の所掌に属するものを除く。）。
 - 十一 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関する事務。
- （需給調整事業課の所掌事務）
- 第七百八十九条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事務（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）と（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- （職業対策課の所掌事務）
- 第七百九十条 労働基準監督署（支署を含む。以下同じ。）の名称、位置及び管轄区域は、別表（労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域）のとおりとする。

- 二 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）に関する事務。
- 三 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- （訓練課の所掌事務）
- 第七百八十八条の三 訓練課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 訓練受講者の職業紹介及び職業指導に関する事務。
 - 二 訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関する事務。
 - 三 公共職業訓練に関する事務。
 - 四 技能検定に関する事務。
- （訓練課の所掌事務）
- 第七百八十八条の四 需給調整事業部は、次の二課を置く。
- 一 需給調整事業第一課
（需給調整事業第一課の所掌事務）
 - 二 需給調整事業第二課
（需給調整事業第二課の所掌事務）
- （需給調整事業第一課の所掌事務）
- 第七百八十八条の五 需給調整事業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 需給調整事業部の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
 - 二 職業紹介事業、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の通知、許可及び届出に関する事務（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務並びに職業対策課及び訓練課の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 前各号に掲げるもののほか、需給調整事業部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- （需給調整事業第二課の所掌事務）
- 第七百八十八条の六 需給調整事業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事務（職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業に関する事務、青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務並びに職業対策課及び訓練課並びに需給調整事業第一課の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るもの）と（政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関する事務（職業対策課の所掌に属するものを除く。）。
- （職業対策課の所掌事務）
- 第七百九一条 労働基準監督署（支署を含む。以下同じ。）の名称、位置及び管轄区域は、別表（労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域）のとおりとする。

(労働基準監督署の所掌事務)

第七百九十条 労働基準監督署は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息、災害補償その他の労働条件に関すること。

二 労働能力の増進に関すること。

三 児童の使用の禁止に関すること。

四 産業安全（鉱山における保安を除く。）に関すること。

五 労働衛生にすること（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する事務を分掌す。

六 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関する事務。

七 政府が管掌する労働者災害補償保險事業に関する事務。

八 労働者の保護に関する事務。

九 家内労働者の福祉の増進に関する事務。

十 技能実習法に規定する労働基準監督官の職権の行使に関する事務。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき労働基準監督署に属させられた事務に関する事務。

(労働基準監督署の内部組織)

第七百九十二条 労働基準監督署の内部組織は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、労働基準監督署長が定める。

第七百九十三条 労働基準監督署の内部組織は、厚生労働大臣の定める基準に基づき、労働基準監督署長が定める。

(公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域)

第七百九十四条 公共職業安定所（分所含む。以下同じ。）の名称、位置及び管轄区域並びに公共職業安定所の出張所の名称及び位置は、別表第五のとおりとする。

2 公共職業安定所の出張所の管轄区域は、別に厚生労働大臣が定める。

(公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の所掌事務)

第七百九十五条 公共職業安定所（第一項、第三項及び第四項に掲げるものを除く。）は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。ただし、当該公共職業安定所の管轄区域の全部又は一部が第二項、第三項又は第四項に掲げる公共職業安定所の管轄区域と重複する場合は、当該公共職業安定所が第二項、第三項又は第四項に掲げる公共職業安定所は、その重複する管轄区域に係る第二項、第三項又は第四項に掲げる公共職業安定所が別表第五の日雇労働者の職業紹介（次項第二号及び別表第五において「労働職業紹介」といいう。）及び港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例の公共職業安定所名欄に掲げる公共職業安定所の同表の管轄区域欄によって示される管轄区域と重複する場合は、当該公共職業安定所は、その重複する管轄区域に係る次項第一号及び第六号に掲げる公共職業安定所が行う事務を行わないものとする。

一 労働力需給の調整に関する事務。

二 政府が行う職業紹介及び職業指導に関する事務（港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第九条第一項に規定する日雇労働者として港湾運送の業務に従事する労働者（以下「日雇港湾労働者」という。）の職業紹介に関する事務を除く。）。

三 職業安定法第三十三条の二の規定による無料職業紹介事業の監督に関する事務。

三の二 青少年の雇用の促進等に関する法律第十三条第一項に規定する青少年雇用情報の提供に関する事務。

四 高年齢者の雇用の確保及び促進並びに就業の機会の確保に関する事務。

五 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する事務。

六 地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務。

七 失業対策その他雇用機会の確保に関する事務。

八 就業管理の改善に関する事務。

九 政府が管掌する雇用保険事業に関する事務。

十 前各号に掲げるもののほか、職業の安定に関する事務（港湾労働法又はこれに基づく命令により公共職業安定所の事務とされた事項を除く。）。

十一 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき公共職業安定所に属させられた事務に関する事務。

12 大阪港労働公共職業安定所は、都道府県労働局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 労働職業紹介に関する事務及び労働職業紹介を受ける者に対する職業指導に関する事務。

二 日雇労働者の募集及び労働者供給事業の監督に関する事務。

三 労働者派遣事業の監督に関する事務（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務について行う労働者派遣に係る事項に限る。）。

四 公共事業における失業者の吸収に係る監督に関する事務。

五 港湾労働者の雇用管理に関する勧告、港湾労働者証の交付その他港湾労働法の施行に関する事務。

六 日雇労働被保険者に係る雇用保険の被保険者となつたことの届出の受理、失業の認定、失業等給付（雇用保険法第十条第一項に規定する失業等給付をいう。以下この号において同じ。）の支給その他雇用保険に関する事務（公共職業安定所が行う一般職業紹介を受ける者に係る被保険者となつたことの届出の受理、失業の認定、失業等給付の支給及び同法第五十六条に規定する受給資格の調整に関する事務を除く。）。

七 品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、川崎公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所、神戸公共職業安定所、下関公共職業安定所、八幡公共職業安定所及び小倉公共職業安定所は、都道府県労働局の所掌事務のうち、第一項及び前項第五号に掲げる事務並びに日雇港湾労働者の職業紹介に関する事務を分掌する。

八 あいりん労働公共職業安定所は、第二項第一号、第二号、第四号及び第六号に掲げる事務を分掌する。

九 公共職業安定所の出張所は、公共職業安定所の所掌事務の全部又は一部を分掌する。

十 (公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の内部組織)

第七百九十六条 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所の内部組織は、厚生労働大臣の定め

る基準に基づき、公共職業安定所長が定める。

5 第二章 中央労働委員会事務局

(審査官並びに特別専門官及び主任特別専門官)

第七百九十七条 中央労働委員会（以下この節において「委員会」という。）の事務局に、審査官三人並びに特別専門官二人及び主任特別専門官一人を置く。

一 不当労働行為の審査に関する事務。

二 審査官は、命を受けて、審査総括官の職務のうち不当労働行為の審査に関する事務で専門的事項に係るものを受けた。

三 前二号の事務に関する委員会の事務局の職員の教養及び訓練並びに都道府県労働委員会の委員及び事務局職員の研修に関する事務。

四 主任特別専門官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び特別専門官の行う事務の調整に当たる。

5 第七百九十八条 委員会の事務局総務課に、広報調査室を置く。

6 広報調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

- 二 公文書類の審査及び進達に関すること。
- 三 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 四 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 五 広報に関すること。
- 六 委員会の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 七 労働争議のあつせん、調停及び仲裁のために必要な賃金等に関する調査（労働争議の実情調査を除く。）並びに労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二十四条第二項の規定により公認委員が行う調査（不当労働行為に関する調査及び労働争議の実情調査を除く。）その他委員会の事務のために必要な調査（不当労働行為に関する調査及び労働争議の実情調査を除く。）に関すること。
- 八 委員会の事務のために必要な資料の収集、整理及び保存に関すること。
- 3 広報調査室に、室長を置く。
- （審査室並びに訟務官及び主任訟務官）
- 第七百九十七条の二 委員会の事務局審査課に、審査室並びに訟務官五人及び主任訟務官一人を置く。
- 2 審査室は、不当労働行為の審査に関する都道府県労働委員会の事務の処理に関する報告の微収、勧告、助言及び管轄の指定に関する事務をつかさどる。
- 3 審査室に、室長を置く。
- 4 訟務官は、命を受けて、不当労働行為に関する裁判所に対する通知及び訴訟に関する事務を行う。
- 5 主任訟務官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び訟務官の行う事務の調整に当たる。（行政執行法人室及び個別労働関係紛争業務支援室）
- 第七百九十七条の二 委員会の事務局調整第一課に、行政執行法人室を置く。
- 2 行政執行法人室は、行政執行法人の行う業務に関する労働争議の実情調査並びにあつせん、調停及び仲裁に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。
- 3 行政執行法人室に、室長を置く。
- 4 委員会の事務局調整第一課に、個別労働関係紛争業務支援室を置く。
- 5 個別労働関係紛争業務支援室は、都道府県労働委員会が行う場合における個別労働関係紛争の解決の促進に関する事務についての助言及び指導に関する事務をつかさどる。
- 6 個別労働関係紛争業務支援室に、室長を置く。（地方調査官及び地方調査官補）
- 第七百九十八条 委員会の事務局の地方事務所に、地方調査官四人以内及び地方調査官補一人を置くことができる。
- 2 地方調査官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
- 一 不当労働行為の審査に関する事項及びこれに関する調査に関する事項。
- 二 労働争議のあつせん及び調停に関する事項並びにこれらに関する調査に関する事項。
- 3 前二号に掲げるもののほか、地方事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事項。
- （厚生労働省顧問）
- 第七百九十九条 厚生労働省に、厚生労働省顧問を置くことができる。
- 2 厚生労働省顧問は、厚生労働省の所掌事務のうち重要な施策に参画する。
- 3 厚生労働省顧問は、非常勤とする。
- （組織の細目）
- 第四章 雜則
- 第八百条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、各施設等機関及び各地方支分部局の長が、厚生労働大臣の承認を受けて定める。

（施設等機関の職）

第八百一条 第二章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

小樽検疫所総務課
新潟検疫所総務課
那覇検疫所総務課
国立療養所多磨全生園人事部
国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所
国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター
国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設
国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部
国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部
国立障害者リハビリテーションセンター学院

附 則

（施行期日）

- 1 この中央省庁等改革推進本部令（次項において「本部令」という。）は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。（この本部令の効力）
- 2 この本部令は、その施行の日に、厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）となるものとする。
- 3 の2（福祉人材確保対策官の職務の特例）
- 2 福祉人材確保対策官は、第六十一条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、社会福祉士及び介護福祉士法附則第二条に規定する准介護福祉士に関する事務を行う。
- （年金局事業企画課監査室の所掌事務の特例）
- 3 年金局事業企画課監査室は、第七十三条の二第六項に規定する事務のほか、当分の間、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号。附則第十四項において「特別障害給付金法」という。）に基づく事業の実施に関する年金局の所掌事務についての監査に関する事務をつかさどる。この場合において、第六十五条第四項中「企画課」とあるのは、「年金局及び企画課」とする。
- （地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課の所掌事務の特例）
- 4 地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課並びに四国厚生支局保険年金課は、第七百八条各号に掲げる事務（企業年金課にあっては、第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、独立行政法人農業年金基金法（平成十四年法律第百二十七号。以下この項及び第八項から第十項までにおいて「基金法」という。）附則第十六条第一項に規定する旧給付（第七項から第九項までにおいて単に「旧給付」という。）の支給が行われる間、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務をつかさどる。
- 5 地方厚生局健康福祉部企業年金課及び保険年金課にあっては第七百十七条各号に掲げる事務）のほか、当分の間に、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。第十二項において「平成二十五年厚生年金等改正法」という

- （地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官及び保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例）

6 地方厚生局健康福祉部企業年金課上席社会保険監査指導官及び保険年金課上席社会保険監査指導官は、第七百二十七条の二第二項及び第七百二十七条の三第二項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。

（四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官の職務の特例）

7 四国厚生支局保険年金課上席社会保険監査指導官は、第七百四十六条第二項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。

（地方厚生局健康福祉部企業年金課社会保険監査指導官の職務の特例）

8 地方厚生局健康福祉部企業年金課社会保険監査指導官は、第七百二十七条の二第三項に掲げる事務のほか、旧給付の支給が行われる間、命を受けて、基金法附則第十九条第三項の規定により読み替えられた基金法第十条第一項の規定による委託を受けた者の監督に関する事務を行う。

（地方厚生局年金指導課及び年金管理課の所掌事務の特例）

9 地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四号に掲げる事務（年金指導課にあつては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、社会保険庁の廃止に伴う残務を処理するために必要な期間、当該残務の処理に関する事務をつかさどる。

10 地方厚生局年金指導課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四号に掲げる事務（年金指導課にあつては、第七百十条の二の二各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 平成二十五年厚生年金等改正法の規定による徴収金及び加算金（次号において「平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等」という。）の収納を行う職員の認可に関する事務。

二 平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予等（国税徴収の例による徴収及び国税通則法第四十六条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予及び同法第四十九条の規定の例による平成二十五年厚生年金等改正法徴収金等の納付の猶予の取消しをいう。）に関する事務。

（地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課の所掌事務の特例）

11 地方厚生局年金調整課及び年金管理課並びに四国厚生支局年金管理課は、第七百十条の二の四号に掲げる事務（年金調整課にあつては、第七百十条の二の三各号に掲げる事務）のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

一 特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務。

二 別特別障害給付金法に基づく事業の実施に関する事務。

（他関係機関との連絡調整に関する事務）

附 則（平成二年二月二日中央省庁等改革推進本部令第一一四号）

この省令は、平成十三年一月二十一日から施行する。ただし、別表第七茨城県の部龍ヶ崎の項並びに埼玉県の部大宮の項及び春日部の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年一月一九日厚生労働省令第七号）

（施行期日）

（この省令は、平成十三年四月一日から施行する。）

附 則（平成一三年二月二八日厚生労働省令第一九号）
この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日厚生労働省令第一二六号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年四月二七日厚生労働省令第一二一号）
この省令は、平成十三年五月一日から施行する。

附 則（平成一三年五月二五日厚生労働省令第一二六号）
この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年六月八日厚生労働省令第一二九号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年六月三十日から施行する。

附 則（平成一三年九月二七日厚生労働省令第一九二号）抄
（施行期日）

第一条 この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年九月二八日厚生労働省令第一九五号）
この省令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一五号）
この省令は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一月三〇日厚生労働省令第二一六号）
この省令は、平成十三年十一月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二五日厚生労働省令第二二四号）抄
（施行期日）

1 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二八日厚生労働省令第二二五号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一月二二日厚生労働省令第七号）抄
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月一日厚生労働省令第一一号）
この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）抄
この省令は、平成十四年二月二二日から施行する。

附 則（平成一四年二月二三日厚生労働省令第一七号）
この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

一 別表第八神奈川の項の改正規定 平成十四年三月二十五日
二 別表第七三重の項の改正規定 平成十四年三月三十一日

1 この省令は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

附 則（平成一四年二月二七日厚生労働省令第一七号）
この省令は、平成十四年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号の他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

		附 則 (平成一五年三月三一日厚生労働省令第七一号) 抄
第一条	(施行期日)	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
附 則	(平成一四年三月二六日厚生労働省令第三一号)	
1	(申請、処分等に関する経過措置)	この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
2	(施行期日)	この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。
3	(申請、届出、請求等)	この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対しても、改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。
附 則	(平成一四年四月一日厚生労働省令第五七号) 抄	この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。
1	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
2	(大臣官房総務課企画官の設置期間の特例)	この省令による改正後の第三条第一項の企画官二十一人のうち一人は、平成十五年三月三十一日まで置かれるものとする。
附 則	(平成一四年六月一三日厚生労働省令第八三号)	この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
第一条	(施行期日)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成一四年七月一二日厚生労働省令第九六号) 抄	この省令は、平成十五年七月一二日から施行する。
第一条	(施行期日)	この省令は、平成十五年十一月二十九日から施行する。
附 則	(平成一四年九月三〇日厚生労働省令第一三一号)	この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
附 則	(平成一四年一月二五日厚生労働省令第一五一号)	この省令は、平成十四年十二月一日から施行する。
附 則	(平成一五年一月三一日厚生労働省令第六号)	この省令は、平成十五年二月三日から施行する。
附 則	(平成一五年二月二八日厚生労働省令第一八号)	この省令は、平成十五年三月二日厚生労働省令第七号) 抄
1	(施行期日)	この省令は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日(平成十五年二月三日)から施行する。
2	(施行期日)	この省令の施行前に浦和労働基準監督署長若しくは大宮労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又はこれららの労働基準監督署長が行つたものとみなす。
附 則	(平成一五年四月一日厚生労働省令第七五号) 抄	この省令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十五年十一月二十九日から施行する。ただし、附則第四項の規定は、平成十五年十一月二十九日から施行する。
第一条	(施行期日)	この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	(平成一五年四月三〇日厚生労働省令第八六号) 抄	この省令は、健康増進法の施行の日(平成十五年五月一日)から施行する。
第一条	(施行期日)	この省令は、区域の欄の改正規定、別表第七岐阜の款岐阜の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第十岐阜社会保障事務局の款第三欄及び第五欄の改正規定は、同年五月一日から施行する。
附 則	(平成一五年六月三〇日厚生労働省令第一一三号)	この省令は、平成十五年七月一日から施行する。
附 則	(平成一五年八月一五日厚生労働省令第一一九号)	この省令は、平成十五年八月二十日から施行する。ただし、別表第七長野の款長野の項管轄区域の欄の改正規定、別表第八長野の款篠ノ井の項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第十長野社会保障事務局の款長野の項第三欄及び第五欄の改正規定は、同年九月一日から施行する。
附 則	(平成一五年九月二九日厚生労働省令第一四三号)	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
附 則	(平成一五年九月三〇日厚生労働省令第一五四号) 抄	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。
1	(施行期日)	この省令は、平成十五年三月一日から施行する。ただし、別表第三の改正規定(国立弟子屈病院の項を削る部分に限る)は同月二十五日から、別表第七の改正規定は同月三十一日から施行する。
2	(施行期日)	この省令の施行前に浦和労働基準監督署長若しくは大宮労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手續又はこれららの労働基準監督署長が行つたものとみなす。
附 則	(平成一五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号) 抄	この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四十五号)の施行の日から施行する。
附 則	(平成一五年一一月二八日厚生労働省令第一七一号)	この省令は、平成十五年十二月一日から施行する。
附 則	(平成一六年一月三〇日厚生労働省令第一〇号)	この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

この省令は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則（平成一六年二月六日厚生労働省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、食品衛生法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十六年二月二十七日）から施行する。

附 則（平成一六年二月二七日厚生労働省令第一七号）

この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第五八号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の处分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

す。

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一六年三月三一〇日厚生労働省令第八〇号）

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

（施行期日）

この省令は、平成十六年八月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一六年八月三一日厚生労働省令第一一五号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年九月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一六年九月一七日厚生労働省令第一二九号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年九月十三日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一六年九月三〇日厚生労働省令第一四二号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令は、平成十六年九月三〇日厚生労働省令第一四三号

（施行期日）

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、別表第五山口の款下松の項管轄区域

の欄の改正規定及び同款柳井の項管轄区域の欄の改正規定は、同年十月四日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則（平成一六年一〇月八日厚生労働省令第一四九号）

（施行期日）

この省令は、平成十六年十月十二日から施行する。ただし、別表第四茨城の款水戸の項管轄区域

の欄の改正規定、別表第五茨城の款水戸の項管轄区域の欄の改正規定並びに同款常陸大宮の項

位置の欄及び管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七茨城社会保険事務局の款水戸北の項第三欄

及び第五欄の改正規定は、同月十六日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱う

附 則（平成一六年七月三〇日厚生労働省令第一一八号）

規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長に対して行われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一〇月三一日厚生労働省令第一六二号)

(施行期日) この省令は、平成十七年十一月一日から施行する。ただし、別表第四広島の款廿日市の項目管轄区域の欄の改正規定、別表第五広島の款大竹の項目管轄区域の欄の改正規定及び別表第七広島社会保険事務局の款広島西の項第三欄の改正規定は、同月三日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置) 社会保険事務所若しくは地方社会保険事務局事務室若しくは社会保険事務所若しくはその社会保険事務所若しくはそれらの長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われ、又はその地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはその社会保険事務所若しくはそれらの長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一一月四日厚生労働省令第一六三号)

(施行期日) この省令は、平成十七年十一月七日から施行する。

第一条 この省令は、平成十七年十一月七日から施行する。

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長に対して行われた申請、届出、請求等又は社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一七年一一月三〇日厚生労働省令第一六九号)

この省令は、平成十七年十二月五日から施行する。ただし、別表第四福島の款福島及び郡山の項目管轄区域の欄の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一二月一八日厚生労働省令第一七五号)

(施行期日) この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年一月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一二月二八日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日) この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年一月四日から施行する。

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一二月二八日厚生労働省令第一七六号)

(施行期日) この省令は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則 (平成一八年一月六日厚生労働省令第一号)

(施行期日) この省令は、平成十八年一月十日から施行する。

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われた申請、届出、請求等又は地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われ、又はその地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年一月二日厚生労働省令第三号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年一月二〇日厚生労働省令第四号)

(施行期日) この省令は、平成十八年一月二十三日から施行する。

附 則 (平成一八年一月三一日厚生労働省令第一一号)

(施行期日) この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年二月一日から施行する。

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長に対して行われ、又はその地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくはそれらの長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年二月一七日厚生労働省令第一五号)

(施行期日) この省令は、平成十八年二月二十日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年二月二十日から施行する。

第二条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年二月二四日厚生労働省令第一六号)

(施行期日) この省令は、平成十八年二月二十七日から施行する。

第一条 この省令は、平成十八年二月二四日から施行する。

第二条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年二月二八日厚生労働省令第一七号)

(施行期日) この省令は、平成十八年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

第一条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年三月一四日厚生労働省令第三二号)

(施行期日) この省令は、平成十八年三月一日から施行する。

抄

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一八年八月二三日厚生労働省令第一五一号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月八日厚生労働省令第一五七号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一一八一号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年九月二九日厚生労働省令第一一九九号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月一九日厚生労働省令第四号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年一月六日厚生労働省令第一一八二号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年二月二八日厚生労働省令第一一九九号) 抄

第一条 この省令は、平成十八年二月二八日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日厚生労働省令第一一九号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年一月一九日から施行する。

附 則 (平成一九年一月一九日厚生労働省令第一一九号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月六日厚生労働省令第一一九号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月六日厚生労働省令第一一九号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月六日厚生労働省令第一一九号) 抄

二 別表第四京都の款京都南の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五京都の款京都田辺の項位置の欄及び管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七京都社会保険事務局の款京都南の項第三欄の改正規定 平成十九年三月十二日

(申請、処分等に関する経過措置)

第三条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一九年三月二二日厚生労働省令第二二二号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月二三日厚生労働省令第二六号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第七〇号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月三一日厚生労働省令第七一号) 抄

第一条 この省令は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則 (別表第四神奈川の款相模原の項管轄区域の欄の改正規定、別表第五神奈川の款相模原の項管轄区域の欄の改正規定及び別表第七神奈川社会保険事務局の款相模原の項第三欄の改正規定

平成十九年三月十一日

(施行期日)

第一条 この省令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十九号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十九年八月四日)から施行する。ただし、第一条の規定、第二条中雇用対策法施行規則第一条を第一条の四とし、同条の前に三条を加える改正規定(第一条の二及び第一条の三を加える部分に限る)、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定及び同条の次に六条を加える改正規定(第十条から第十三条までに係る部分に限る)、第五条の規定並びに第六条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年九月二五日厚生労働省令第一一二号)抄

(施行期日) この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

第一条 (平成一九年九月二八日厚生労働省令第一一五号)

(施行期日) この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一月二二日厚生労働省令第一一三八号)

(申請、処分等に関する経過措置)

1 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。
2 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成一九年一月二二日厚生労働省令第一一三八号)

(施行期日)

1 この省令は、平成十九年十二月一日から施行する。ただし、別表第五高知の款高知(香美)の項管轄区域の欄の改正規定及び同款いの項管轄区域の欄の改正規定並びに別表第七高知社会保険事務局の款(高知西)の項第三欄の改正規定は、平成二十年一月一日から施行する。
2 この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二〇年二月一日厚生労働省令第一〇号)

(施行期日) この省令は、平成二十年二月四日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月二九日厚生労働省令第二〇号)

(施行期日) この省令は、平成二十年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 この省令は、平成二十年三月三十一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 別表第七千葉社会保険事務局の款の改正規定 平成二十年三月一日
二 別表第四山口の款の改正規定、別表第五山口の款字部の項及び小野田の項の改正規定並びに別表第七山口社会保険事務局の款の改正規定 平成二十年三月二十一日

(申請、処分等に関する経過措置)

この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二〇年七月一日厚生労働省令第一二九号)

(施行期日) この省令は、公布の日から施行し、平成二十年六月十八日から適用する。

附 則 (平成二〇年八月一九日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

第四条 この省令の施行前に地方社会保険事務局社会保険事務室若しくは社会保険事務所若しくは社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二〇年三月一六日厚生労働省令第四八号)

(施行期日) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年三月三一日厚生労働省令第七九号)

(施行期日) この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一七日厚生労働省令第一〇六号)抄

(申請、処分等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行つた許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則(以下「新規則」という。)の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第三条 この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱われ、又はその労働基準監督署長が行つたものとみなす。

第四条 この省令の施行前に社会保険事務所若しくはその長が行つた処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱われ、又はその社会保険事務所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二〇年五月一七日厚生労働省令第一一一号)

(施行期日)

第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月一七日厚生労働省令第一一一号)

(施行期日) この省令は、平成二十年六月二日から施行する。

附 則 (平成二〇年七月一日厚生労働省令第一二九号)

(申請、処分等に関する経過措置) この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長が行つた処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長が行つたものとみなす。

附 則 (平成二〇年八月一九日厚生労働省令第一三四号)

この省令は、平成二十年九月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三〇日厚生労働省令第一四八号)抄

(施行期日)

この省令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第五の改正規定は、平成二十一年十月六日から施行する。

新潟検疫所金沢・七尾出張所
新潟検疫所小松空港出張所
名古屋検疫所三河・福江出張所
名古屋検疫所衣浦出張所
名古屋検疫所尾鷲・勝浦出張所
大阪検疫所敦賀出張所
大阪検疫所内浦出張所
大阪検疫所舞鶴出張所
大阪検疫所岸和田出張所
大阪検疫所和歌山下津出張所
広島検疫所岡山空港出張所
広島検疫所米子空港出張所
広島検疫所水島出張所
広島検疫所浜田出張所
広島検疫所呉出張所
広島検疫所吳出張所
広島検疫所福山出張所
広島検疫所宇部出張所
広島検疫所徳山下松・岩国出張所
広島検疫所小松島出張所
広島検疫所松山空港出張所
広島検疫所高松空港出張所
広島検疫所新居浜出張所
広島検疫所松山出張所
広島検疫所高知出張所
広島検疫所松山空港出張所
広島検疫所高松空港出張所
福岡検疫所三池出張所
福岡検疫所佐賀空港出張所
福岡検疫所唐津出張所
福岡検疫所伊万里出張所
福岡検疫所佐世保出張所
福岡検疫所長崎空港出張所
福岡検疫所厳原・比田勝出張所
福岡検疫所水俣・八代出張所
福岡検疫所佐伯出張所
福岡検疫所大分空港出張所
福岡検疫所宮崎空港出張所
福岡検疫所細島出張所
福岡検疫所串木野・喜入出張所

金沢市湊	小松市浮柳町
豊橋市中港	半田市十一号地
牧之原市坂口	尾鷲市南陽町
敦賀市港町	敦賀市原市坂口
福井県大飯郡高浜町	福井県大飯郡高浜町
舞鶴市字下福井	舞鶴市字下福井
岸和田市新港町	岸和田市新港町
海南市下津町	海南市下津町
境港市昭和町	境港市昭和町
浜田市長浜町	浜田市長浜町
岡山市北区	岡山市北区
倉敷市水島福崎町	倉敷市水島福崎町
吳市宝町	吳市宝町
福山市東手城町	福山市東手城町
宇部市新町	宇部市新町
周南市徳山港町	周南市徳山港町
小松島市小松島町	小松島市小松島町
坂出市入船町	坂出市入船町
高松市香南町	高松市香南町
松山市海岸通	松山市海岸通
松山市南吉田町	松山市南吉田町
新居浜市西原町	新居浜市西原町
佐賀市川副町	佐賀市川副町
高知市桟橋通	高知市桟橋通
北九州市小倉南区	北九州市小倉南区
伊万里市山代町	伊万里市山代町
佐世保市干尽町	佐世保市干尽町
大牟田市新港町	大牟田市新港町
大村市箕島町	大村市箕島町
唐津市二夕子	唐津市二夕子
佐馬市厳原町	佐馬市厳原町
水俣市大字月浦	水俣市大字月浦
宇城市三角町	宇城市三角町
熊本県上益城郡益城町	熊本県上益城郡益城町
大分市大字海原	大分市大字海原
佐伯市鶴谷町	佐伯市鶴谷町
国東市安岐町	国東市安岐町
宮崎市大字赤江無番地	宮崎市大字赤江無番地
日向市大字日知屋字堀川	日向市大字日知屋字堀川
鹿児島市喜入中名町	鹿児島市喜入中名町

福岡検疫所鹿児島空港出張所
福岡検疫所志布志出張所
那覇検疫所平良出張所
那覇検疫所石垣出張所
那覇検疫所金武・中城出張所

別表第三の二 地方厚生局の分室	国立ハンセン病療養院
国立療養所松丘保養園	國立療養所松丘保養園
國立療養所東北新生園	國立療養所東北新生園
國立療養所栗生樂泉園	國立療養所栗生樂泉園
國立療養所多磨全生園	國立療養所多磨全生園
國立駿河療養所	國立駿河療養所
國立療養所長島愛生園	國立療養所長島愛生園
國立療養所邑久光明園	國立療養所邑久光明園
國立療養所大島青松園	國立療養所大島青松園
國立療養所菊池惠楓園	國立療養所菊池惠楓園
國立療養所星塚敬愛園	國立療養所星塚敬愛園
國立療養所奄美和光園	國立療養所奄美和光園
國立療養所沖縄愛樂園	國立療養所沖縄愛樂園
國立療養所宮古南静園	國立療養所宮古南靜園

東北厚生局		名称	位置	管轄区域
第一分室				
第二分室				
第三分室				
第四分室				
第五分室	関東信越厚生局			
第六分室				
第七分室				
第八分室				
第九分室				
第十分室				
第十一分室				
第十二分室	東海北陸厚生局			
富山県	富山市	位置	管轄区域	管轄区域
富山県	長野市	新潟市	横浜市	横浜市
富山県	甲府市	新潟県	横浜市	横浜市
富山県	長野県	山梨県	新潟県	新潟県
富山県		神奈川県	神奈川県	神奈川県

茨城										福島										山形										秋田										宮城									
鹿嶋	龍ヶ崎	常総	古河	筑西	土浦	日立	水戸	富岡	相馬	会津若松	いわき	郡山	新庄	庄内	米沢	本荘	能代	大河原	古川	石巻	仙台	仙台市宮城	一関市	一関市、奥州市のうち前沢、衣川、西磐井郡																									
鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	筑西市	土浦市	日立市	水戸市	富岡	相馬市	会津若松市	いわき市	郡山市	新庄市	庄内	米沢市	本荘市	能代市	大河原	古川	石巻市	仙台市宮城	一関市	一関市、奥州市のうち前沢、衣川、西磐井郡																										
鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	筑西市	土浦市	日立市	水戸市	富岡	相馬市	会津若松市	いわき市	郡山市	新庄市	庄内	米沢市	本荘市	能代市	大河原	古川	石巻市	仙台市宮城	一関市	一関市、奥州市のうち前沢、衣川、西磐井郡																										
鹿嶋市	龍ヶ崎市	常総市	古河市	筑西市	土浦市	日立市	水戸市	富岡	相馬市	会津若松市	いわき市	郡山市	新庄市	庄内	米沢市	本荘市	能代市	大河原	古川	石巻市	仙台市宮城	一関市	一関市、奥州市のうち前沢、衣川、西磐井郡																										

千葉										埼玉										群馬										栃木										宇都宮									
茂原	木更津	銚子	柏	船橋	千葉	秩父	行田	所沢	春日部	川越	埼玉	中之条	吾妻郡	藤岡	沼田	太田	桐生	高崎	真岡	大田原	鹿沼	栃木	足利	宇都宮	宇都宮市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡（日光労働基準監督署の管轄区域を除く。）、那須郡のうち那珂川町																							
茂原市	木更津市	銚子市	柏市	船橋市	千葉市中央	秩父市	行田市	所沢市	春日部市	川越市	埼玉	中之条	吾妻郡	藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	高崎	真岡市	大田原市	鹿沼市	栃木市	足利市	宇都宮	宇都宮市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡（日光労働基準監督署の管轄区域を除く。）、那須郡のうち那珂川町																							
茂原市	木更津市	銚子市	柏市	船橋市	千葉市中央	秩父市	行田市	所沢市	春日部市	川越市	埼玉	中之条	吾妻郡	藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	高崎	真岡市	大田原市	鹿沼市	栃木市	足利市	宇都宮	宇都宮市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡（日光労働基準監督署の管轄区域を除く。）、那須郡のうち那珂川町																							
茂原市	木更津市	銚子市	柏市	船橋市	千葉市中央	秩父市	行田市	所沢市	春日部市	川越市	埼玉	中之条	吾妻郡	藤岡市	沼田市	太田市	桐生市	高崎	真岡市	大田原市	鹿沼市	栃木市	足利市	宇都宮	宇都宮市	宇都宮市、さくら市、那須烏山市、塩谷郡（日光労働基準監督署の管轄区域を除く。）、那須郡のうち那珂川町																							

広島				岡山										島根				鳥取				山口				相生			
尾道	三原	福山	呉	広島中央				新見	和気	笠岡	倉敷	津山	岡山	益田	浜田	出雲	松江	倉吉	米子	橋本	御坊	和歌山	大淀	桜井	葛城	奈良	淡路	相生市	
尾道市	三原市	福山市	呉市	広島市中央				新見市	和気郡和気	笠岡市	倉敷市	津山市	岡山市北区	益田市	浜田市	出雲市	松江市	倉吉市	米子市	橋本市	御坊市	和歌山市	吉野郡大淀	桜井市	葛城	奈良	淡路	相生市	
尾道市、世羅郡	福富町、豊田郡	竹原市、三原市、東広島市のうち安芸津町、河内町、豊栄町、	呉市、東広島市のうち黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目、黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬檜原、江田島市	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新居浜	今治	松山	東かがわ	観音寺	坂出	丸亀	高松	丸亀市	高松市	丸亀市	坂出	丸亀	高松	阿南	三好	萩	山口	岩国	下松	徳山	三次市
尾道市、世羅郡	福富町、豊田郡	竹原市、三原市、東広島市のうち安芸津町、河内町、豊栄町、	呉市、東広島市のうち黒瀬学園台、黒瀬春日野一丁目、黒瀬春日野二丁目、黒瀬切田が丘一丁目、黒瀬切田が丘二丁目、黒瀬切田が丘三丁目、黒瀬桜が丘一丁目、黒瀬町、黒瀬松ヶ丘、黒瀬檜原、江田島市	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新見市、高梁市、加賀郡吉備中央町のうち上竹、納地、竹莊、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西安芸郡	新居浜	今治	松山	東かがわ	観音寺	坂出	丸亀	高松	丸亀市	高松市	丸亀市	坂出	丸亀	高松	阿南	三好	萩	山口	岩国	下松	徳山	三次市

高知				愛媛				香川				徳島				山口				三次									
安芸	四万十	須崎	高知	高知	八幡浜	宇和島	東かがわ	観音寺	坂出	丸亀	高松	阿南	三好	鳴門	徳島	萩	山口	岩国	下松	徳山	甘日市	宇部	宇部市	宇部市	宇部市				
安芸市	四万十市	須崎市	高知市	高知市	八幡浜市	宇和島市	東かがわ市	観音寺	坂出	丸亀	高松	阿南	三好	鳴門	徳島	萩	山口	岩国	下松	徳山	甘日市	宇部	宇部市	宇部市	宇部市				
室戸市	宿毛市	須崎市	高知市	高知市	宿毛市	宇和島市	北宇和郡、南宇和郡	今治市	今治市	丸亀	高松	阿南	三好	鳴門	徳島	萩	山口	岩国	下松	徳山	甘日市	宇部	宇部市	宇部市	宇部市				
室戸市、安芸郡	宿毛市、土佐清水市、四十万市、幡多郡	須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡	高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（須崎労働基準監督署の管轄区域を除く。）	高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（須崎労働基準監督署の管轄区域を除く。）	高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（須崎労働基準監督署の管轄区域を除く。）	高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（須崎労働基準監督署の管轄区域を除く。）	高松市	今治市	松山市	伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡	国分寺町新居、国分寺町福家、丸龜市のうち綾歌町、飯山町、坂出市、綾歌郡	丸龜市	高松市	阿南市、那賀郡、海部郡	木田郡、小豆郡	丸龜市	高松市	阿南市、那賀郡、海部郡	木田郡、小豆郡	丸龜市	高松	阿南	三好	萩	山口	岩国	下松	徳山	三次市

宮崎		大分		熊本		長崎		佐賀		福岡														
宮崎市	豊後大野市	日田市	佐伯市	中津市	大分市	菊池	天草市	人吉市	玉名市	八代市	島原市	対馬市	諫早市	八代市	島原市	島原市	佐世保市	佐世保市	北九州東（門司）	北九州西	久留米	大牟田	福岡東	福岡中央
宮崎市	豊後大野市	日田市	佐伯市	中津市	大分市	菊池市	天草市	人吉市	玉名市	八代市	島原市	対馬市	諫早市	八代市	島原市	島原市	佐世保市	佐世保市	北九州東（門司）	北九州西	久留米	大牟田	福岡東	福岡中央
宮崎市	豊後大野市	日田市	佐伯市	中津市	大分市	菊池市	天草市	人吉市	玉名市	八代市	島原市	対馬市	諫早市	八代市	島原市	島原市	佐世保市	佐世保市	北九州東（門司）	北九州西	久留米	大牟田	福岡東	福岡中央
宮崎市	宮崎市、西都市、東諸県郡、児湯郡	竹田市、豊後大野市	日田市、玖珠郡	佐伯市、中津市	大分市	菊池市	天草市	人吉市	玉名市	八代市	島原市	対馬市	諫早市	八代市	島原市	島原市	佐世保市	佐世保市	北九州東（門司）	北九州西	久留米	大牟田	福岡東	福岡中央

別表第五 公共職業安定所及び公共職業安定所の出張所(第七百九十二条及び第七百九十三条関係)									
道道 北海		都 府 県 名		沖繩		島 鹿 兒			
旭川	(富良野)	函館	北海道	那霸	那霸	鹿児島市	鹿児島	延岡	
旭川	(富良野)	函館	北海道	那霸	那霸	鹿児島市	鹿児島	延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡	
(江差)	(八雲)	札幌	名護	沖繩	沖繩	鹿児島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿児島郡、熊毛郡	鹿児島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿児島郡、熊毛郡	都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡	
旭川市	(富良野市)	函館市	札幌市中央区	宮古	宮古	鹿児島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	鹿児島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	日南市、日南市	
		札幌市	札幌市中央区	八重山	八重山	霧島市、垂水市、曾於市、志布志市、曾於郡、肝属郡	霧島市、伊佐市、姶良市、姶良郡	日南市、串間市	
		函館市	函館市	石垣市	石垣市	奄美市、大島郡	奄美市、大島郡	野市、南さつま市、南九州市、鹿児島郡、熊毛郡	
		(二海郡八雲町)	(二海郡八雲町)	宮古島市	宮古島市	那霸市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護)	那霸市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、島尻郡(名護)	鹿児島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿児島郡、熊毛郡	
		(檜山郡江差町)	(江差町)	八重山	八重山	沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村	沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村	薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	
				石垣市	石垣市	名護市、國頭郡(沖縄労働基準監督署の管轄区域を除く)、島尻郡のうち伊是名村、伊平屋村	名護市、國頭郡(沖縄労働基準監督署の管轄区域を除く)、島尻郡のうち伊是名村、伊平屋村	薩摩川内市、阿久根市、出水市、薩摩郡、出水郡	
						沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村	沖縄市、宜野湾市、うるま市、中頭郡(那霸労働基準監督署の管轄区域を除く)、國頭郡のうち金武町、宜野座村、恩納村	鹿児島市、枕崎市、指宿市、西之表市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、南九州市、鹿児島郡、熊毛郡	
						1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。 2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。	1 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があつたときは、労働基準監督署の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の労働基準監督署の管轄区域にわたつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の労働基準監督署の管轄区域に属するすべての地域が他の労働基準監督署に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。 2 労働基準監督署の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更があつたときも、また前項と同様とする。		
						管轄区域	管轄区域	管轄区域	
						札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	札幌市のうち中央区、南区、西区、手稲区	
						函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、二海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、二海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	函館市、北斗市、松前郡、上磯郡、龜田郡、茅部郡、二海郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	
						郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	郡、山越郡、檜山郡、爾志郡、久遠郡、奥尻郡、瀬棚郡	
						町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加内町	町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加内町	町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、空知郡のうち上富良野町、中富良野町、南富良野町、勇払郡のうち占冠村、雨竜郡のうち幌加内町	

		兵庫	大阪																
尼崎	灘		神戸	門真	河内長野	茨木	枚方	泉佐野	泉大津	池田	岸和田	堺	布施	淀川	あいりん	労働	阿倍野	働く	大阪港労
尼崎市	(神戸) 勞働 (三田)	神戸市灘区	神戸市中央区	神戸市中央区	河内長野市	茨木市	枚方市	泉佐野市	泉大津市	池田	岸和田	堺	布施	淀川	大阪市西成区	大阪市阿倍野	阿倍野	働く	大阪港労
尼崎市	(神戸) 勞働 (三田)	神戸市灘区	神戸市中央区	神戸市中央区	河内長野市	茨木市	枚方市	泉佐野市	泉大津市	池田	岸和田	堺	布施	淀川	大阪市西成区	大阪市阿倍野	阿倍野	働く	大阪港労
尼崎市		神戸市灘区	神戸市中央区	神戸市中央区	河内長野市	茨木市	枚方市	泉佐野市	泉大津市	池田	岸和田	堺	布施	淀川	大阪市西成区	大阪市阿倍野	阿倍野	働く	大阪港労
尼崎市		神戸市灘区	神戸市中央区	神戸市中央区	河内長野市	茨木市	枚方市	泉佐野市	泉大津市	池田	岸和田	堺	布施	淀川	大阪市西成区	大阪市阿倍野	阿倍野	働く	大阪港労
尼崎		灘	神戸	門真	河内長野	茨木	枚方	泉佐野	泉大津	池田	岸和田	堺	布施	淀川	あいりん	労働	阿倍野	働く	大阪港労

		福岡		高知		愛媛		香川	
直方	(門司)	小倉	(大川)	久留米	(大川)	久留米	(大川)	坂出	鳴門
直方市	(北九州市門司区)	北九州市小倉	北九州市(大川市)	久留米市	久留米市	久留米市	久留米市	観音寺	鳴門市
								觀音寺	鳴門市
								觀音寺市	坂出市
								觀音寺市	坂出市
								觀音寺市、三豊市	観音寺市、綾歌郡
								さぬき市、東かがわ市	さぬき市、東かがわ市
									吉野川市
									吉野川市、阿波市(美馬公共職業安定所の管轄区域を除く。)

安定所の管轄区域は、次のとおりとする。ただし、港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例により定めがある場合を除く。

公共職業安定所名

大阪港労働

上野

品川

足立

立川

品川

足立

横浜

川崎

四日市

松阪

京都七条

横浜

横浜

横浜

横浜

横浜

横浜

横浜

横浜

品川

横浜

名古屋南

神戸

公共職業安定所名

雇用保険印紙に関する管轄区域の特例
第七百九十三条第二項第六号に掲げる事項のうち雇用保険印紙に関する事務についての大坂港労働公共職業安定所及びあいりん労働公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。

管轄区域

大阪市のうち都島区、福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪山区、天王寺区、浪速区、西淀川区、中央区のうち安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町六丁目、谷町七丁目、谷町八丁目、谷町九丁目、道頓堀、東平、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場

新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、青ヶ島村、台東区

港区、品川区、大田区、目黒区、世田谷区、渋谷区

北区、足立区、荒川区、墨田区、葛飾区

八王子市、日野市、立川市、昭島市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市、青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、西多摩郡、三鷹市、武蔵野市、清瀬市、東久留米市、西東京市、町田市、府中市、調布市、狛江市、多摩市、稻城市

横浜市の中神奈川区、保土ヶ谷区、磯子区、港南区、旭区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、金沢区、横須賀市のうち船越町、田浦港町、田浦町、港が丘、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、浜見台、追浜町、逗子市、三浦郡

横浜市のうち鶴見区、川崎市

横浜市、三重郡、桑名市、いなべ市、桑名郡、員弁郡

伊勢市、鳥羽市、志摩市、度会郡（尾鷲公共職業安定所の管轄区域を除く。）、松阪市、多気郡

京都市、亀岡市、南丹市、船井郡、長岡京市、向日市、乙訓郡、八幡市

横浜市、中央区、港区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区

横浜市（戸塚公共職業安定所の管轄区域を除く。）

名古屋市のうち西区、中村区、中区、昭和区、瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区、常滑市、東海市、知多市、弥富市、海部郡のうち飛島村

神戸市（明石公共職業安定所の管轄区域を除く。）、三木市、三田市

二 港湾労働者に係る職業紹介に関する管轄区域の特例

第七百九十三条第二項第一号、第二号（日雇労働者の募集の監督に関する事項に限る。）、第三号、第五号及び第六号に掲げる事項（港湾労働者に係る事項に限る。）についての品川公共職業安定所、横浜公共職業安定所、名古屋南公共職業安定所及び神戸公共職業安定所の管轄区域は、次のとおりとする。

大阪港労働

大阪市のうち福島区、此花区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、中央区のうち安堂寺町、上汐、上本町西、瓦屋町、高津、島之内、心斎橋筋、千日前、宗右衛門町、谷町六丁目、谷町七丁目、谷町八丁目、谷町九丁目、道頓堀、東平、中寺、難波、難波千日前、西心斎橋、日本橋、東心斎橋、松屋町、南船場

（大阪港労働公共職業安定所の管轄区域を除く。）

あいりん労働

行政区画等の変更に伴う管轄区域の特例

1 公共職業安定所の管轄区域の基準となつた行政区画に変更があったときは、公共職業安定所の管轄区域も、またこれに伴つて変更される。ただし、二以上の公共職業安定所の管轄区域にわかつてあらたに行政区画が設けられたとき、又は一の公共職業安定所の管轄区域に属するすべての地域が他の公共職業安定所の管轄区域に属する行政区画に編入されたときは、従前の管轄区域による。
2 公共職業安定所の管轄区域の基準となつた郡、市町村内の町又は字その他の区域に変更がつたときも、また前項と同様とする。